

---

# 串本町地域福祉計画

## 串本町自殺対策計画

---



平成 31 年 3 月  
串 本 町



# 目次

## 第1編 地域福祉計画

第1章 計画策定にあたって	1
1 基本的な考え方	1
2 地域福祉計画とは	1
3 計画策定の背景	2
4 計画の期間	3
5 計画の位置付け	3
第2章 地域の特性と課題	4
1 町の現状	4
2 住民のニーズ	11
3 地域福祉をめぐる主要な課題	19
第3章 計画の基本目標と施策の体系	21
1 基本理念	21
2 3つの基本目標	22
3 施策の体系	23
第4章 施策の展開	24
1 支えあいで「こころ豊かなまち」づくり	24
2 暮らしやすく「人に優しいまち」づくり	31
3 思いやりで「安心のまち」づくり	40
第5章 計画推進のために	46
1 協働体制の確立	46
2 計画の点検・評価	47

## 第2編 自殺対策計画

第1章 計画策定にあたって	51
1 計画策定の趣旨	51
2 計画の位置づけ	52
3 計画の期間	52
第2章 自殺に関する基本認識	53
1 国における自殺対策の経緯	53
2 自殺に関する基本認識	53
3 自殺の危機要因及び危機経路	55
第3章 地域の特性と課題	56
1 町の自殺をめぐる現状	56
2 住民の意識	61

<b>第4章 計画の基本方針と基本目標</b> .....	<b>67</b>
<b>1 計画の基本方針</b> .....	67
<b>2 計画の基本目標</b> .....	69
<b>3 計画の目指す姿</b> .....	69
<b>4 施策の体系</b> .....	70
<b>第5章 本町の自殺対策</b> .....	<b>71</b>
<b>1 住民への啓発と周知</b> .....	71
<b>2 生きることの促進要因への支援</b> .....	73
<b>3 自殺対策を支える人材育成の強化</b> .....	76
<b>4 子ども・若者への自殺対策</b> .....	77
<b>5 自殺対策におけるネットワークの強化</b> .....	79
<b>第6章 計画推進のために</b> .....	<b>80</b>
<b>1 計画の点検・評価</b> .....	80

## **資料編**

<b>1 串本町地域福祉計画策定委員会設置要綱</b> .....	83
<b>2 串本町地域福祉計画策定委員名簿</b> .....	84

# 第1編 地域福祉計画









# 第1章 計画策定にあたって

---

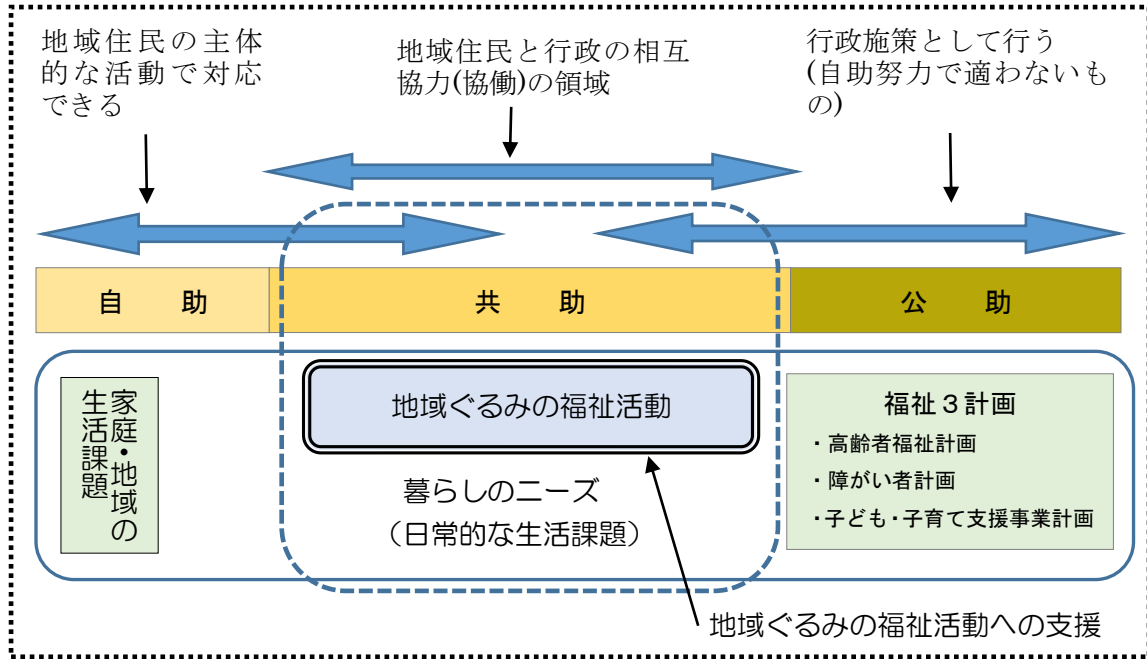
## 1 基本的な考え方

「地域福祉」とは、誰もがかけがえのない存在として人権が尊重され、自分らしく、誇りをもって、まちの一員として普通の生活を送ることができるように、地域社会を基盤として、住民、町内会、地域団体、ボランティア団体やNPO法人、企業や商店、そして串本町をはじめ串本町社会福祉協議会、社会福祉法人等、地域社会を構成する様々な主体が協力しあい、ともに生き支えあう社会をつくっていかうとする取組や仕組みづくりのことです。

## 2 地域福祉計画とは

- 社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」であり、町の将来を見据えた地域福祉のあり方や地域福祉推進のための基本的な施策の方向を定める計画です。
- 市町村が策定する行政計画で、「長期総合計画」に示されている基本構想を踏まえる計画です。
- 福祉分野の個別計画を概念的には包含する一方で、対象者（子ども、高齢者、障がいのある人等）ごとの福祉施策のすべてを網羅する総合福祉計画とは異なり、地域における課題に対して、自助・共助・公助の視点から、その解決に向けた仕組みや方策を示すための計画です。
- 地域福祉を推進していくための仕組みづくりや条件整備等、制度的な側面に力を置く計画です。
- 福祉サービスを必要としている住民、あるいは地域において福祉活動をしている様々な人たちや組織・団体間の公平性を重視するとともに、関連する福祉制度や施策の総合化、相談支援体制等、必要とされるサービスの基盤整備、地域福祉推進のための仕組みづくり等が特徴です。

## ■「自助」「共助」「公助」と地域福祉の関係



○自助:個人や家庭による自助努力(自分でできることは自分です)

○共助:地域社会における相互扶助(隣近所や友人、知人とお互いに助け合う)や民間非営利活動・事業、ボランティア、住民活動、社会福祉法人などによる支え(「地域ぐるみ」福祉活動に参加して地域で助け合う)

○公助:公的な制度としての福祉・保健・医療その他の関連する施策に基づくサービス供給(行政でなければできないことは、行政がする)

## 3 計画策定の背景

現在、私たちの暮らしは生活環境も整い、あらゆるモノや情報が容易に手に入る豊かな時代へ変化してきましたが、その豊かさは、個人の価値観やライフスタイルの多様化をもたらしています。

しかし、この状況は、人々に多くの利便性を与えてくれる一方で、孤独や孤立といった新たな問題を生み出しています。全国的にも少子高齢化や世帯の核家族化・単身化が進行するとともに、地域や家族のつながりが希薄になりつつあるだけでなく、子ども、障がい者、高齢者への虐待、高齢者の孤独死、ひきこもり、青少年の犯罪、いじめ、消費者被害などが、私たちの日々の暮らしの大きな社会問題となっています。

本町においてもこうした状況は例外ではなく、人と人とのつながり、地域への帰属意識の低下などで、地域社会の脆弱化が進んでおり、ひとり暮らし高齢者や障がい児・者、ひとり親家庭の増加をはじめ、私たちの身近な生活の中に様々な問題が見受けられるようになりました。

また、平成 23 (2011) 年3月の東日本大震災では、あらためて地域コミュニティの必要性が再認識され、今後、地域福祉を進めていく上で、日常からのつながりや災害時における要配慮者への支援体制の再構築も求められています。

## 4 計画の期間

串本町地域福祉計画の計画期間は、平成31（2019）年度から2023年度までの5か年とします。

ただし、社会経済情勢や大きな制度の改正に柔軟に対応できるよう、必要に応じて見直しを行います。

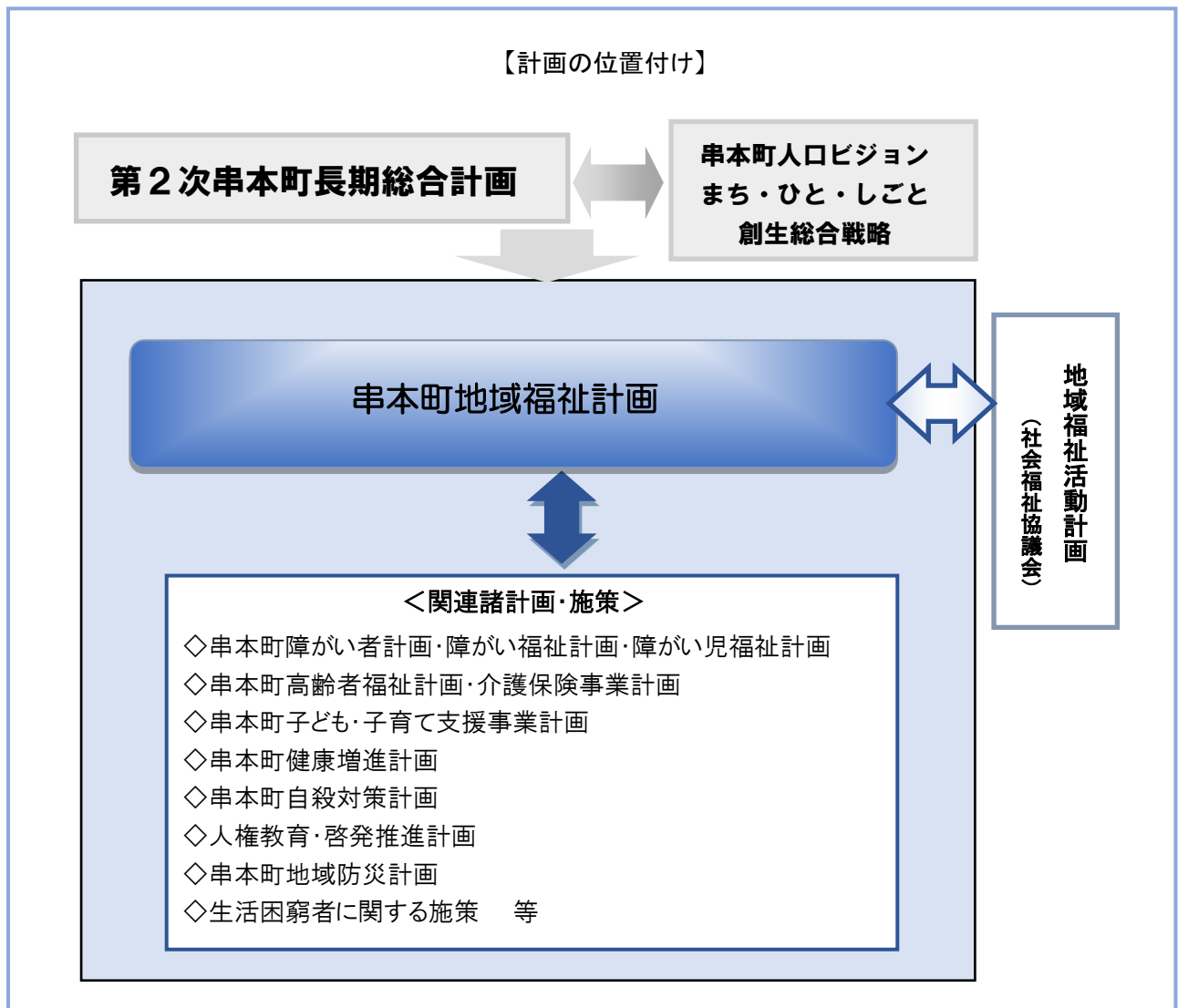
【計画の期間】



## 5 計画の位置付け

この計画は、今後の地域福祉施策・事業の基本的な展開方向を示すものであり、上位計画及び他の関連計画との連携・整合を図り、福祉分野の計画の基本的な指針となるものです。

【計画の位置付け】



# 第2章 地域の特性と課題

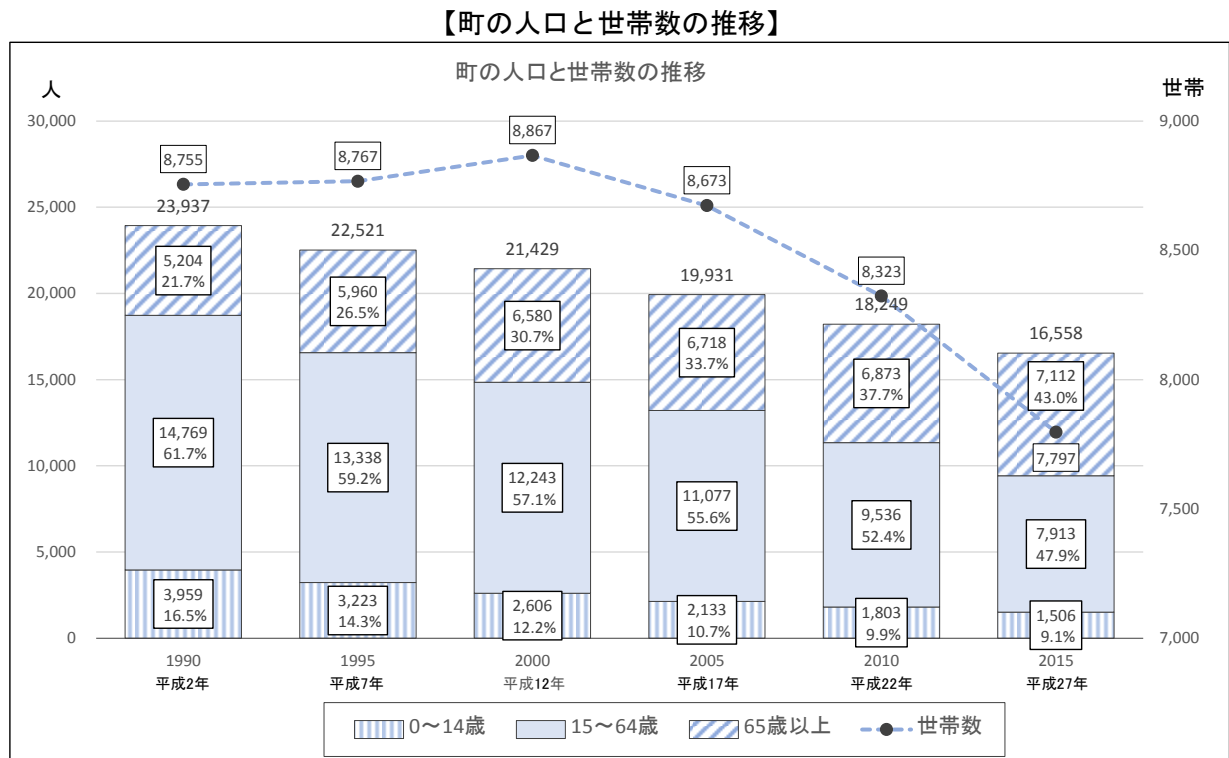
## 1 町の現状

### (1) 人口の動向

本町の人口構造は、国勢調査結果によると、昭和 55（1980）年から総人口は減少傾向で推移しており、平成 2（1990）年に 23,937 人であった人口は、平成 27（2015）年には 16,558 人まで減少（30.8%減）しています。人口比率をみると、平成 2（1990）年には高齢化比率が年少人口比率を上回っています。

平成 27（2015）年には高齢化比率は 43.0%となり、全国平均 26.6%、県平均 30.9%を大きく上回っており、少子高齢化が顕著に進行し、世帯数の減少も進んでいます。

世帯の特徴をみると、一般世帯 7,797 世帯に対し、単独世帯が 2,848 世帯あり、そのうち 65 歳以上の高齢単身世帯は 1,840 世帯と、世帯総数の 23.6%を占めています。



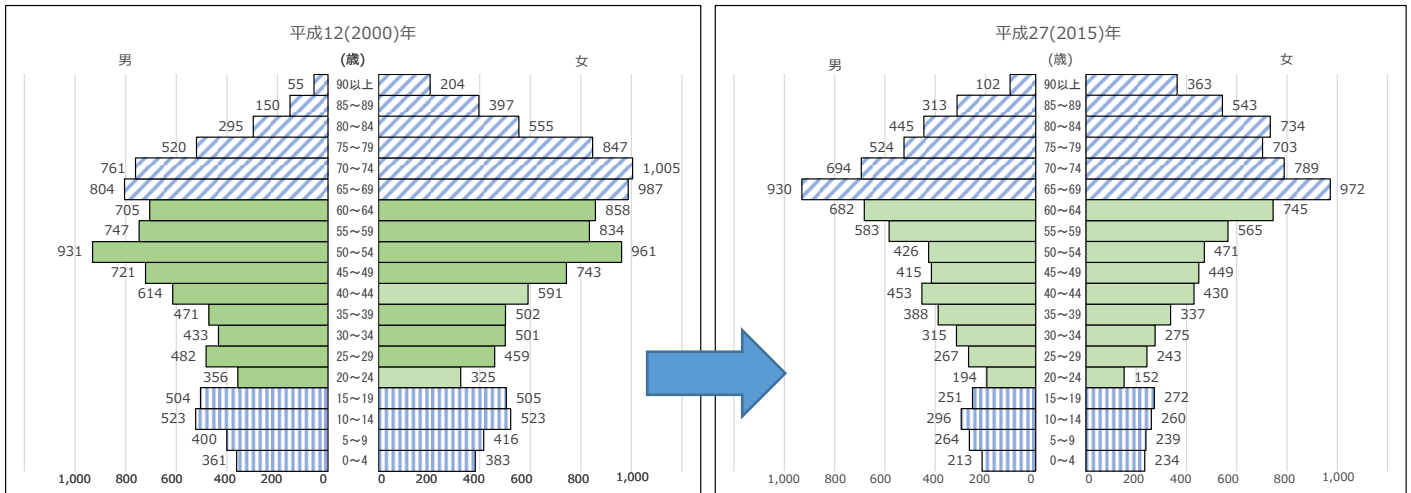
※総人口には年齢不詳を含む。

資料：国勢調査

また、本町の人口構造を人口ピラミッドの推移で見ると、65歳以上の層が厚くなっており、それ以下の年代、特に30歳未満の年代の層が少なくなっているという上ぶくれの傾向が顕著にみられます。特に、65～69歳の団塊の世代の層が多くなっています。

【人口ピラミッド】

(単位：人、%)



資料：国勢調査

## (2) 児童・生徒数・認定こども園・保育所等の状況

町内には、小学校は9校、中学校は5校があります。平成30(2018)年11月1日現在の小学校児童数は592人、中学校生徒数は245人となっています。

【児童・生徒数】

小学校名	1年			2年			3年			4年			5年			6年			計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
串本西小学校	4	4	8	4	1	5	6	3	9	3	4	7	13	4	17	3	2	5	33	18	51
潮岬小学校	8	20	28	12	14	26	18	9	27	19	9	28	19	19	38	8	8	16	84	79	163
出雲小学校	3	1	4	2	2	4	0	0	0	3	3	6	2	2	4	0	2	2	10	10	20
大島小学校	5	4	9	4	2	6	2	1	3	2	4	6	4	3	7	1	3	4	18	17	35
串本小学校	9	13	22	8	12	20	10	14	24	12	11	23	16	11	27	11	11	22	66	73	138
橋杭小学校	2	6	8	5	7	12	8	3	11	4	2	6	2	3	5	5	2	7	26	23	49
西向小学校	6	4	10	4	2	6	5	6	11	3	5	8	5	3	8	7	3	10	30	23	53
古座小学校	5	7	12	7	4	11	4	6	10	8	4	12	7	5	12	7	7	14	38	33	71
田原小学校	3	0	3	0	0	0	2	0	2	2	1	3	1	2	3	1	0	1	9	3	12
計	45	59	104	46	44	90	55	42	97	56	43	99	69	52	121	43	38	81	314	278	592

中学校名	1年			2年			3年			計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
串本西中学校	5	0	5	2	3	5	2	5	7	9	8	17
潮岬中学校	11	10	21	9	5	14	10	9	19	30	24	54
大島中学校	0	0	0	0	0	0	1	6	7	1	6	7
串本中学校	23	19	42	15	23	38	33	29	62	71	71	142
西向中学校	2	8	10	6	2	8	3	4	7	11	14	25
計	41	37	78	32	33	65	49	53	102	122	123	245

資料：町教育委員会

また、11月1日現在、幼稚園は潮岬幼稚園があり、こども園は串本町立くしもとこども園、社会福祉法人杉の子会上野山こども園があり、へき地保育所は、町立和深保育所、町立大島保育所があります。

【幼稚園の園児数】

(単位：人)

年齢区分	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
3 歳	18	24	17	6	8
4 歳	25	20	28	12	7
5 歳	34	28	24	17	11
合計	77	72	69	35	26

資料：町こども未来課

【こども園の園児数】

(単位：人)

年齢区分	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
0 歳	-	-	-	13	7
1 歳	-	-	-	52	50
2 歳	-	-	-	56	56
3 歳	-	-	-	75	68
4 歳	-	-	-	58	73
5 歳	-	-	-	70	58
合計	-	-	-	324	312

資料：町こども未来課

【保育所の園児数】

(単位：人)

年齢区分	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
0 歳	11	10	16	-	-
1 歳	36	48	44	-	-
2 歳	68	55	62	6	2
3 歳	70	60	60	5	6
4 歳	68	67	68	9	3
5 歳	64	65	62	9	8
合計	317	305	312	29	19

資料：町こども未来課

【学童保育所の入所児童数】

(単位：人)

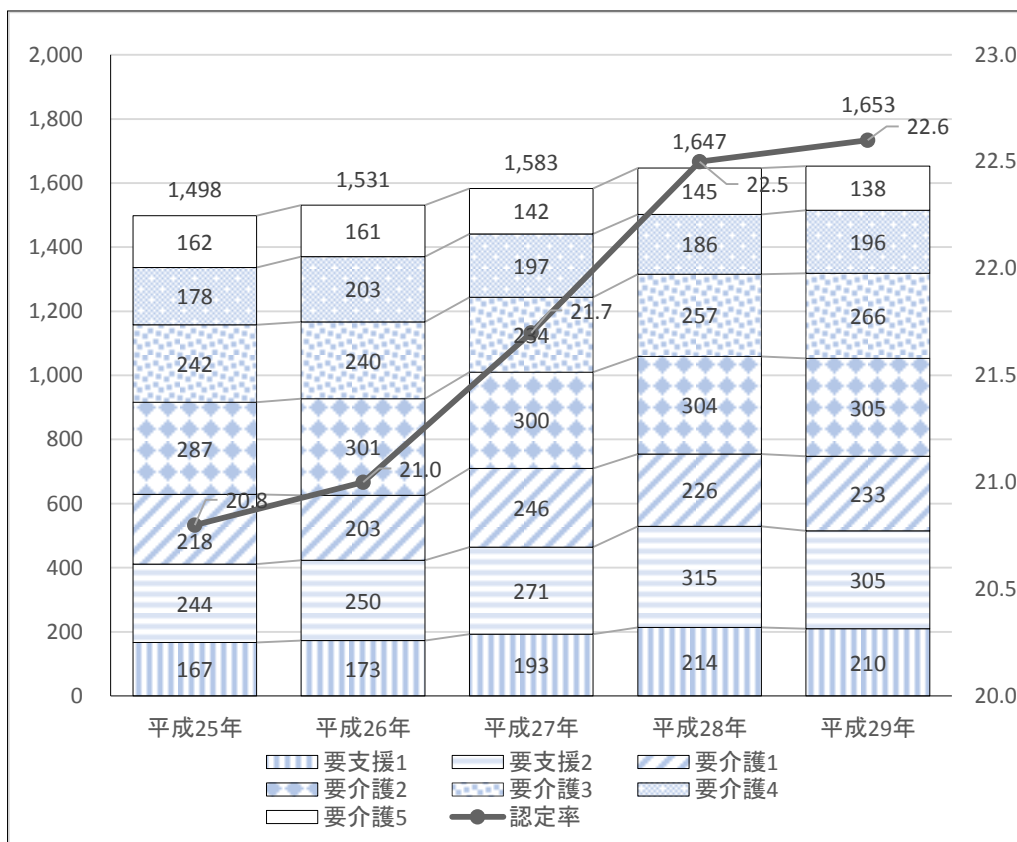
学童保育所入所児童数	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
人数	90	126	141	156	164

資料：町こども未来課

### (3) 高齢者の状況

本町における要支援・要介護認定数は年々増加し、認定率も上昇傾向にあります。

【要支援・要介護認定数の推移】 (単位：人、%)

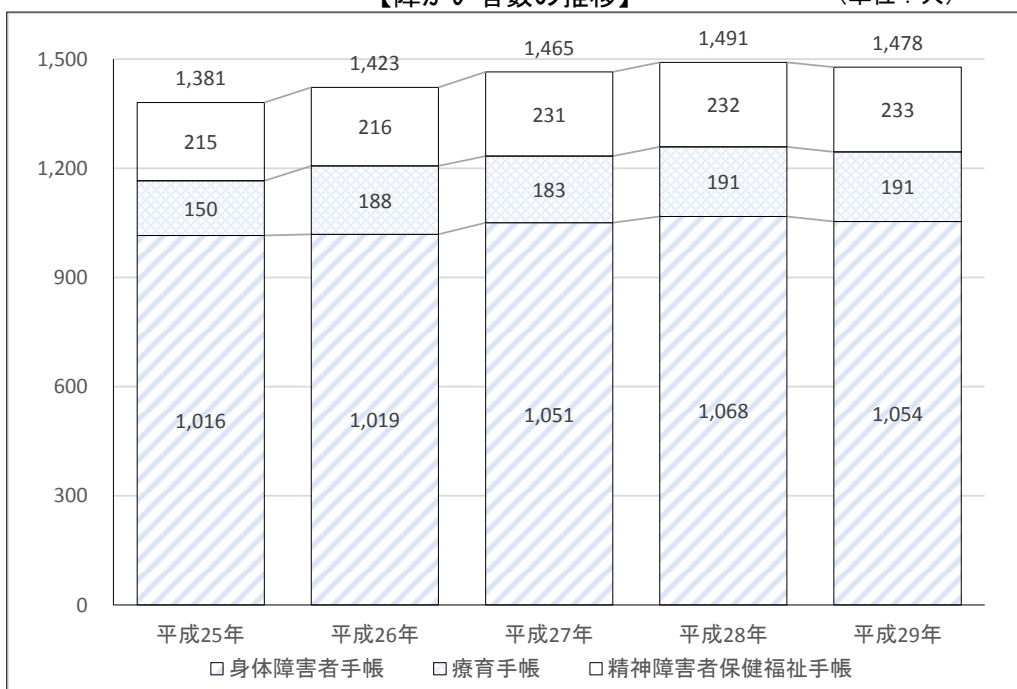


資料：町福祉課

### (4) 障がいのある人の状況

本町における障がい者数はやや増加傾向にあります。

【障がい者数の推移】 (単位：人)



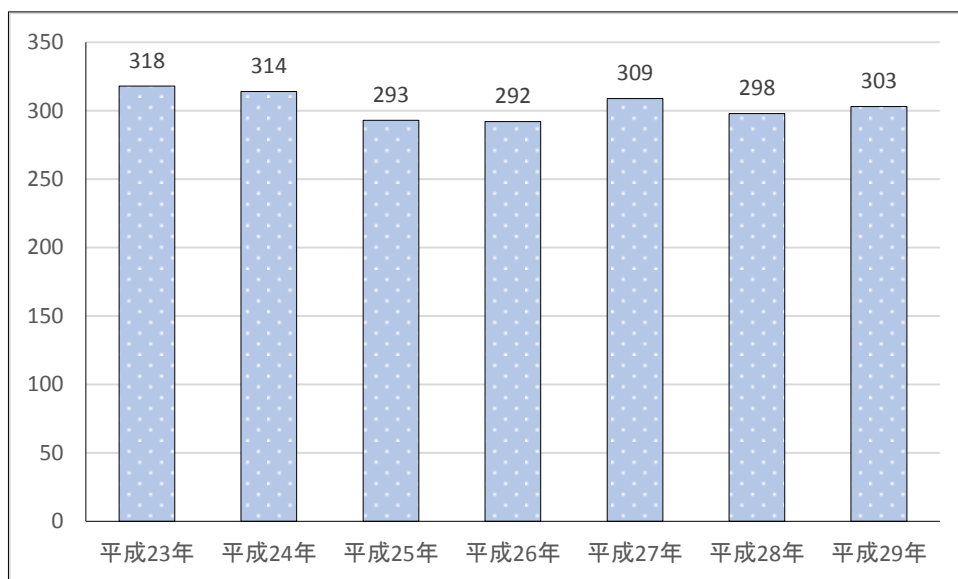
資料：町福祉課

## (5) 生活保護・児童扶養手当の状況

生活保護世帯数は、300世帯程度で推移しています。

【生活保護世帯数の推移】

(単位：世帯)

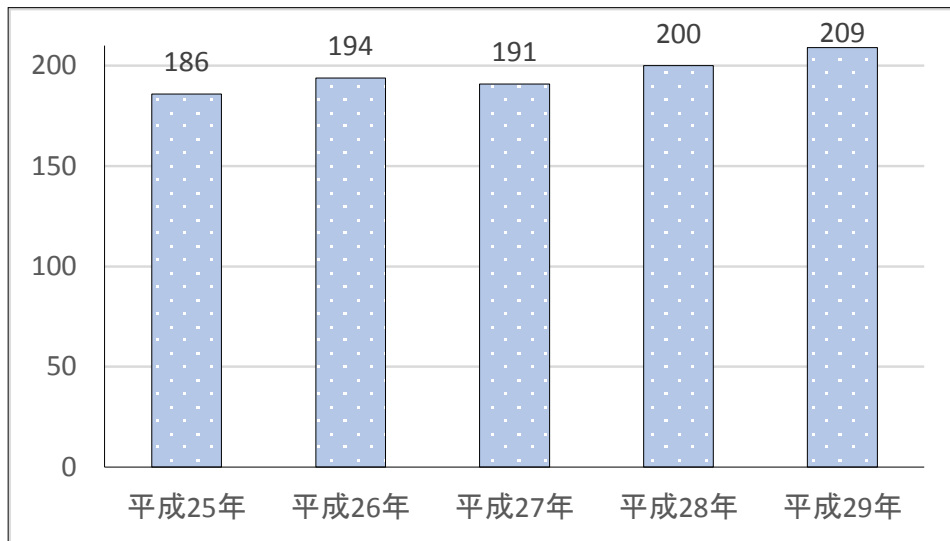


資料：町福祉課

児童扶養手当対象世帯数は、近年やや増加傾向にあります。

【児童扶養手当対象世帯数の推移】

(単位：世帯)



資料：町福祉課

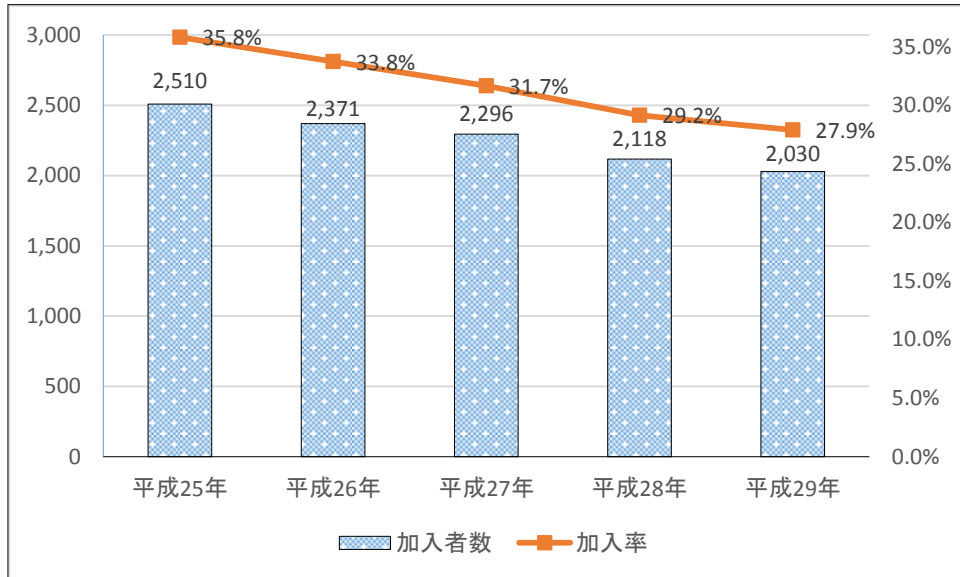


## (6) 老人クラブ・子ども会加入状況

老人クラブ加入者数は、年々減少しています。

【老人クラブ加入者数の推移】

(単位：人、%)

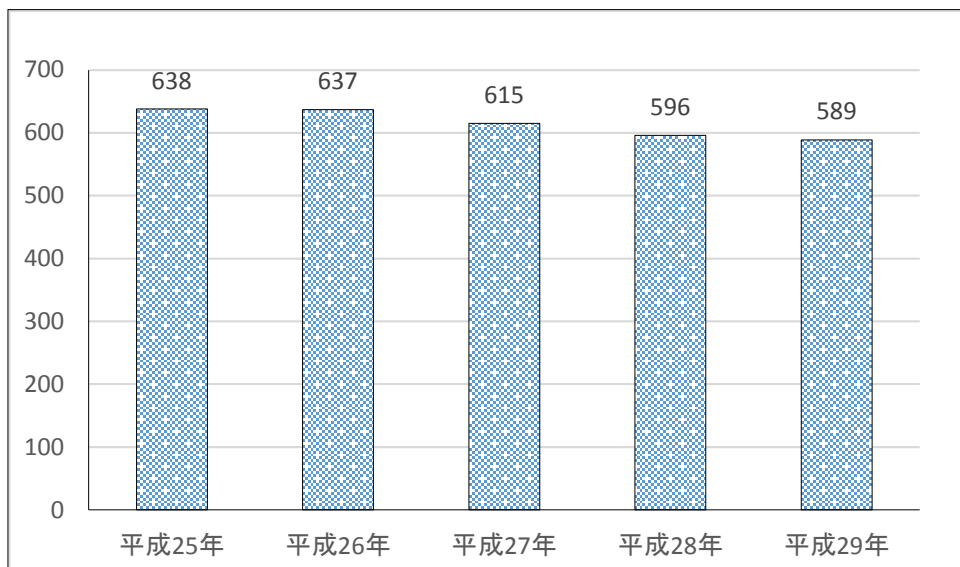


資料：町福祉課

子ども会加入者数は、年々減少しています。

【子ども会加入者数の推移】

(単位：人)



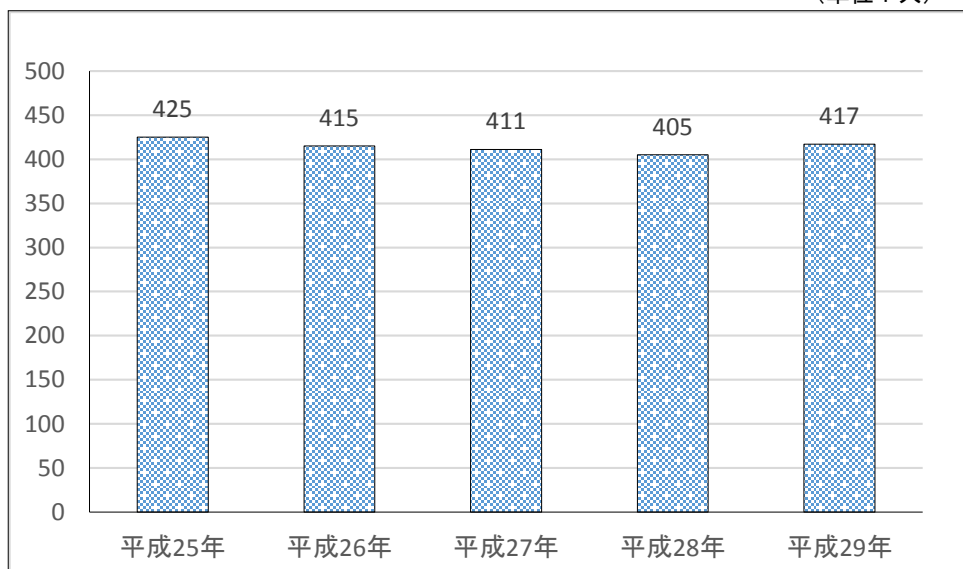
資料：町子ども未来課

## (7) ボランティアの状況

ボランティア登録者数は、400人超で推移しています。

【ボランティア登録者数の推移】

(単位：人)



資料：町福祉課

## 2 住民のニーズ

福祉の総合的な取組を示す町の「地域福祉計画」を策定するにあたり、住民の皆様の「地域福祉」に関するご意見をお聴きし、今後の計画づくりに反映することを目的として「地域福祉のためのアンケート」を平成30（2018）年3月に実施しました。

調査対象	調査対象者数	抽出方法・調査方法	回収数	回収率
町内にお住まいの18歳以上の方	1,000人	無作為抽出 郵送による調査票の 配布・回収	462件	46.2%

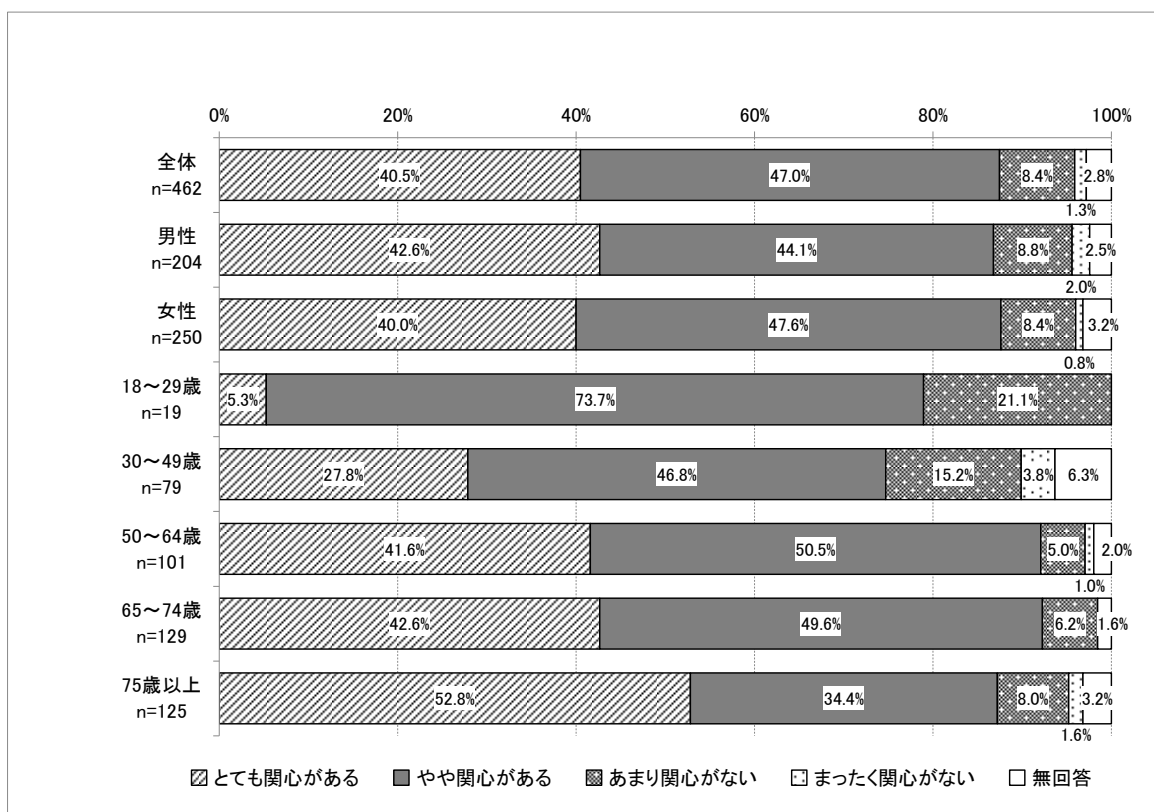
### （1）福祉への関心

「福祉」への関心については、「やや関心がある」が47.0%と最も高く、次いで、「とても関心がある」が40.5%、「あまり関心がない」が8.4%、「まったく関心がない」が1.3%となっています。また、「とても関心がある」と「やや関心がある」をあわせた「福祉に関心がある」方は87.5%となっており、約9割の方が「福祉に関心がある」という結果になっています。一方、「あまり関心がない」と「まったく関心がない」をあわせた「福祉に関心がない」方は1割を下回っています。

性別でみると、「福祉に関心がある」は男性が86.7%、女性が87.6%となっており、わずかに女性のほうが高くなっています。

年齢別でみると、「福祉に関心がある」は年齢が高くなると割合が高くなる傾向があり、50歳以上では約9割となっていますが、50歳未満では8割を下回っています。

【福祉への関心】



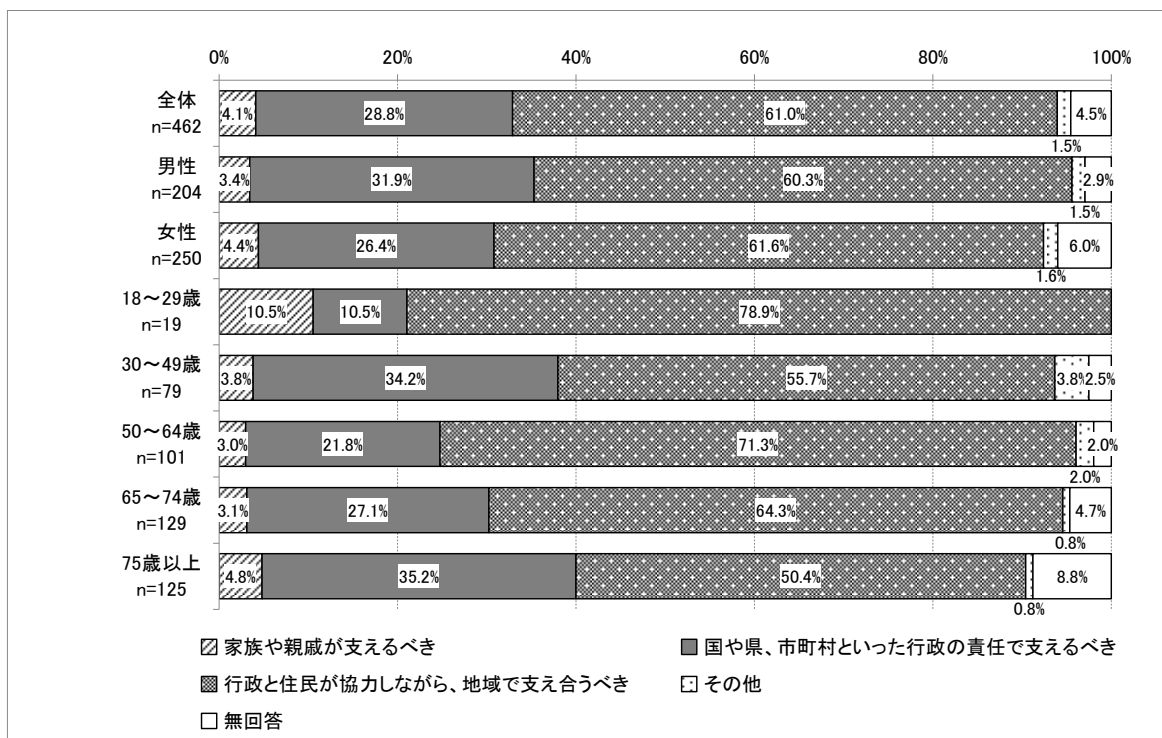
## (2) 福祉による支援のあり方

「福祉」による支援は、どのようにあるべきかについては、「行政と住民が協力しながら、地域で支え合うべき」が61.0%と最も高く、次いで、「国や県、市町村といった行政の責任で支えるべき」が28.8%、「家族や親戚が支えるべき」が4.1%、「その他」が1.5%となっています。

性別でみると、男女ともに「行政と住民が協力しながら、地域で支え合うべき」が最も高くなっています。

年齢別でみると、すべての年代で「行政と住民が協力しながら、地域で支え合うべき」が最も高く、18～29歳では78.9%と他の年代と比較して特に高くなっています。

【福祉による支援のあり方】



### (3) 福祉への理解を深めるために

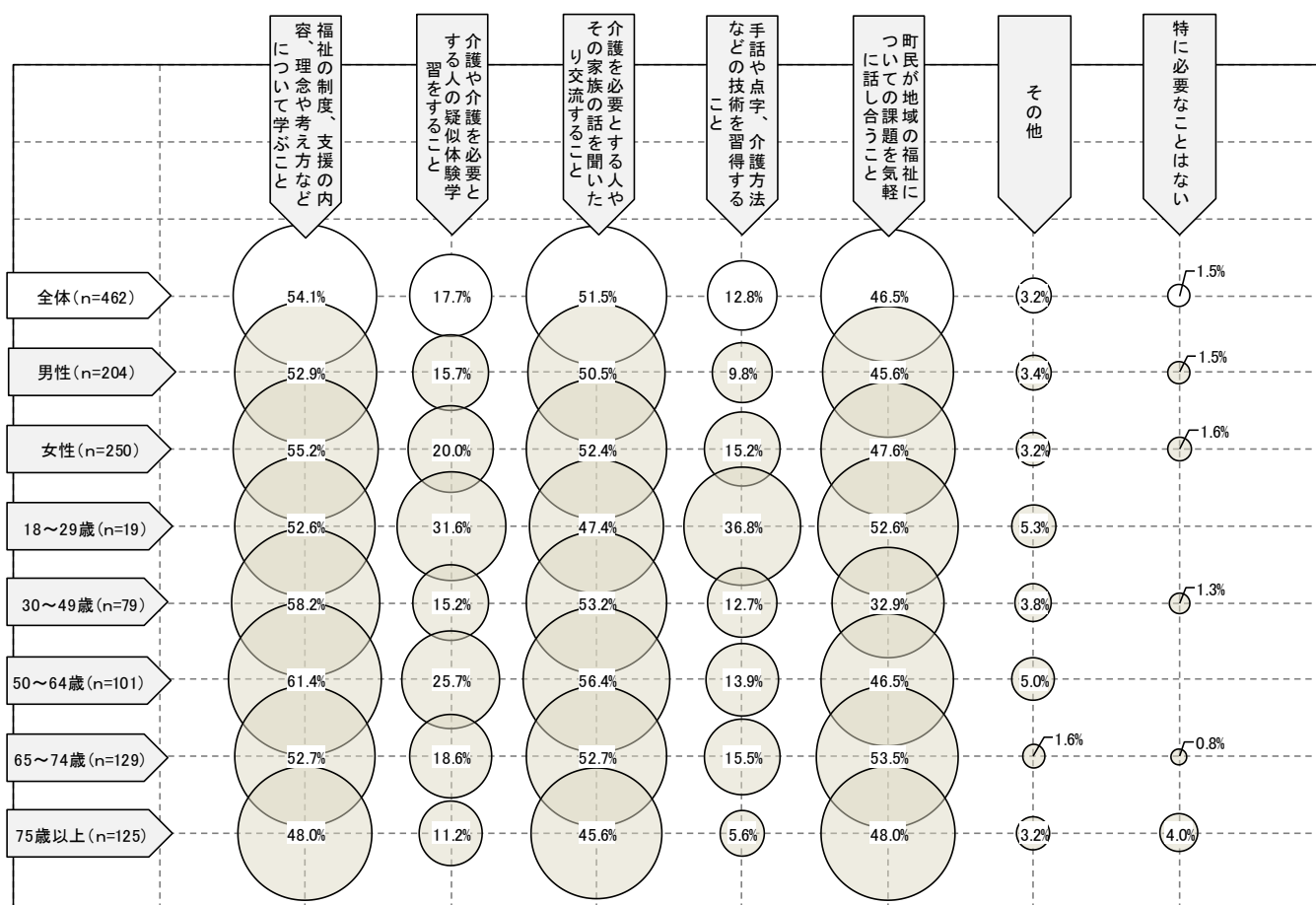
「福祉」について理解を深めるためには、どのような機会が必要だと思うかについては、「福祉の制度、支援の内容、理念や考え方などについて学ぶこと」が54.1%と最も高く、次いで、「介護を必要とする人やその家族の話を聞いたり、交流すること」が51.5%、「住民が地域の福祉についての課題を気軽に話し合うこと」が46.5%、「介護や介護を必要とする人の疑似体験学習をすること」が17.7%、「手話や点字、介護方法などの技術を習得すること」が12.8%等となっています。

性別でみると、男女ともに「福祉の制度、支援の内容、理念や考え方などについて学ぶこと」が最も高くなっています。

年齢別でみると、18～64歳までは「福祉の制度、支援の内容、理念や考え方などについて学ぶこと」が最も高く（18～29歳では「住民が地域の福祉についての課題を気軽に話し合うこと」も同率で第1位）、65歳以上では「住民が地域の福祉についての課題を気軽に話し合うこと」が最も高くなっています（75歳以上では「福祉の制度、支援の内容、理念や考え方などについて学ぶこと」も同率で第1位）。

そのほか、18～29歳では「手話や点字、介護方法などの技術を習得すること」が36.8%と他の年代と比較して高くなっています。

【福祉への理解を深めるために】



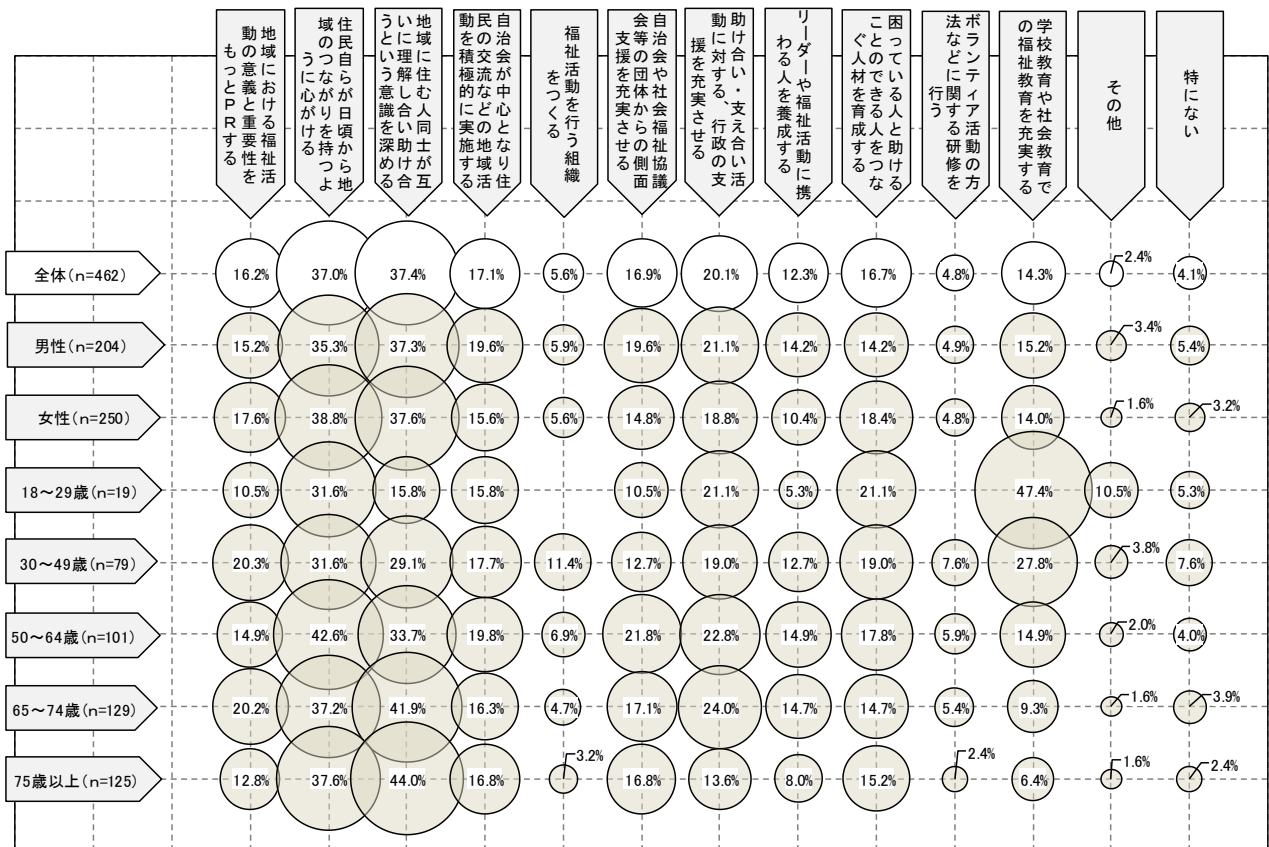
#### (4) 地域における支え合い、助け合い活動を活発化するために必要なこと

地域における支え合い、助け合い活動を活発化するために必要なことについては、「地域に住む人同士が互いに理解し合い助け合うという意識を深める」が37.4%と最も高く、次いで、「住民自らが日頃から地域のつながりを持つように心がける」が37.0%、「助け合い・支え合い活動に対する行政の支援を充実させる」が20.1%、「自治会が中心となり住民の交流などの地域活動を積極的に実施する」が17.1%等となっています。

性別でみると、男性では「地域に住む人同士が互いに理解し合い助け合うという意識を深める」が最も高く、女性では「住民自らが日頃から地域のつながりを持つように心がける」が最も高くなっています。

年齢別でみると、18～29歳では「学校教育や社会教育での福祉教育を充実する」が最も高く、30～64歳では「住民自らが日頃から地域のつながりを持つように心がける」、65歳以上では「地域に住む人同士が互いに理解し合い助け合うという意識を深める」が最も高くなっています。

【支え合い、助け合い活動を活発化するために必要なこと】



### (5) 地域における生活上の課題

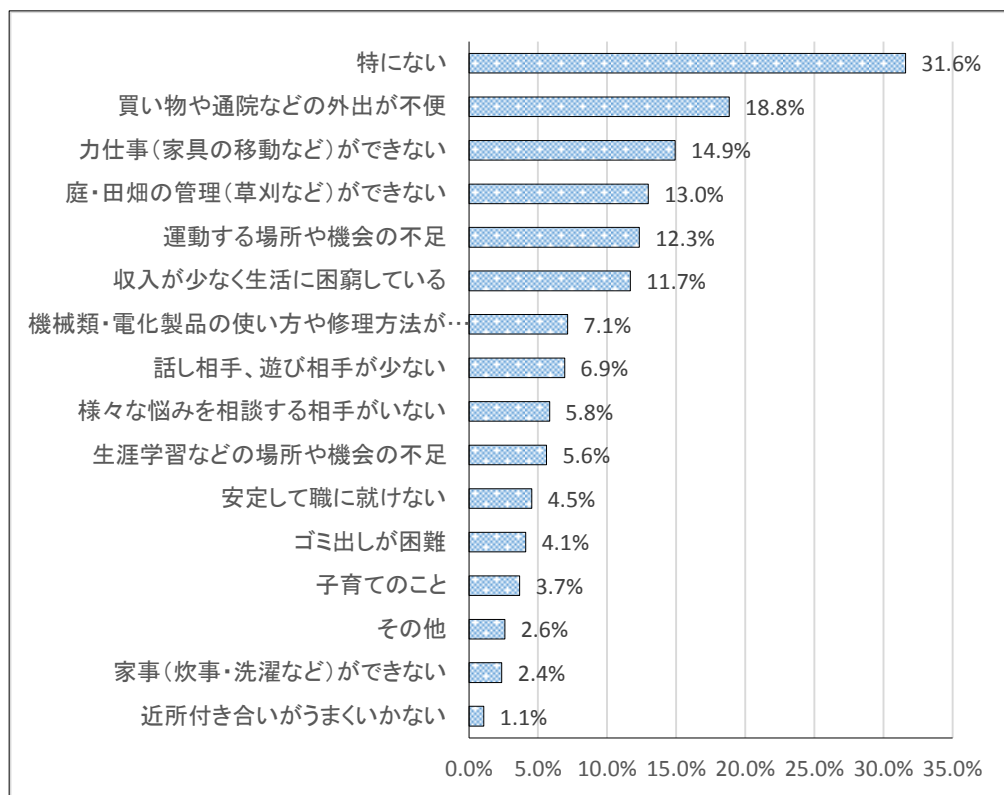
日々の生活で困っていること、悩みや不安を感じていることはあるかについては、「特にない」が31.6%と最も高く、次いで、「買い物や通院などの外出が不便」が18.8%、「力仕事(家具の移動など)ができない」が14.9%、「庭・田畑の管理(草刈など)ができない」が13.0%、「運動する場所や機会の不足」が12.3%等となっています。

【地域における生活上の課題】

- 「特にない」 31.6%
- 「買い物や通院などの外出が不便」 18.8%
- 「力仕事(家具の移動など)ができない」 14.9%
- 「庭・田畑の管理(草刈など)ができない」 13.0%
- 「運動する場所や機会の不足」 12.3%

年齢別では、

75歳以上では「買い物や通院などの外出が不便」が最も高い



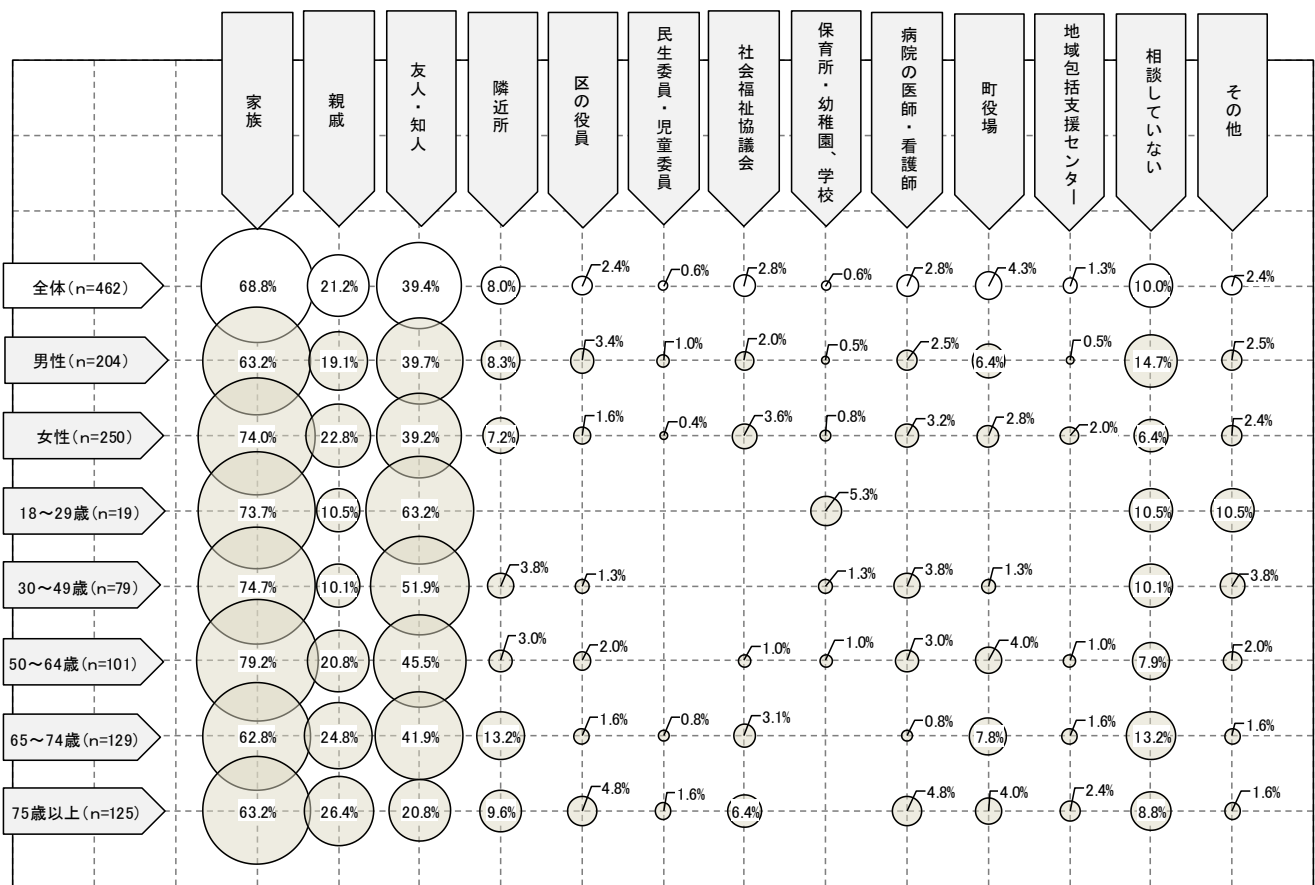
## (6) 困ったことがある時の相談相手

日々の生活で困ったことがあるときに、どこ（誰）に相談しているかについては、「家族」が68.8%と最も高く、次いで、「友人・知人」が39.4%、「親戚」が21.2%、「相談していない」が10.0%、「隣近所」が8.0%等となっています。

性別でみると、男女ともに「家族」が最も高く、女性（74.0%）が男性（63.2%）を上回っており、7割を超えています。

年齢別でみると、すべての年代で「家族」が最も高く、50～64歳では79.2%と他の年代と比較して高くなっています。そのほか、「友人・知人」はすべての年代で高くなっていますが、年代が高くなるほど比率が低くなる傾向があり、18～29歳では63.2%となっていますが、75歳以上では20.8%となっています。

【困ったときの相談相手】





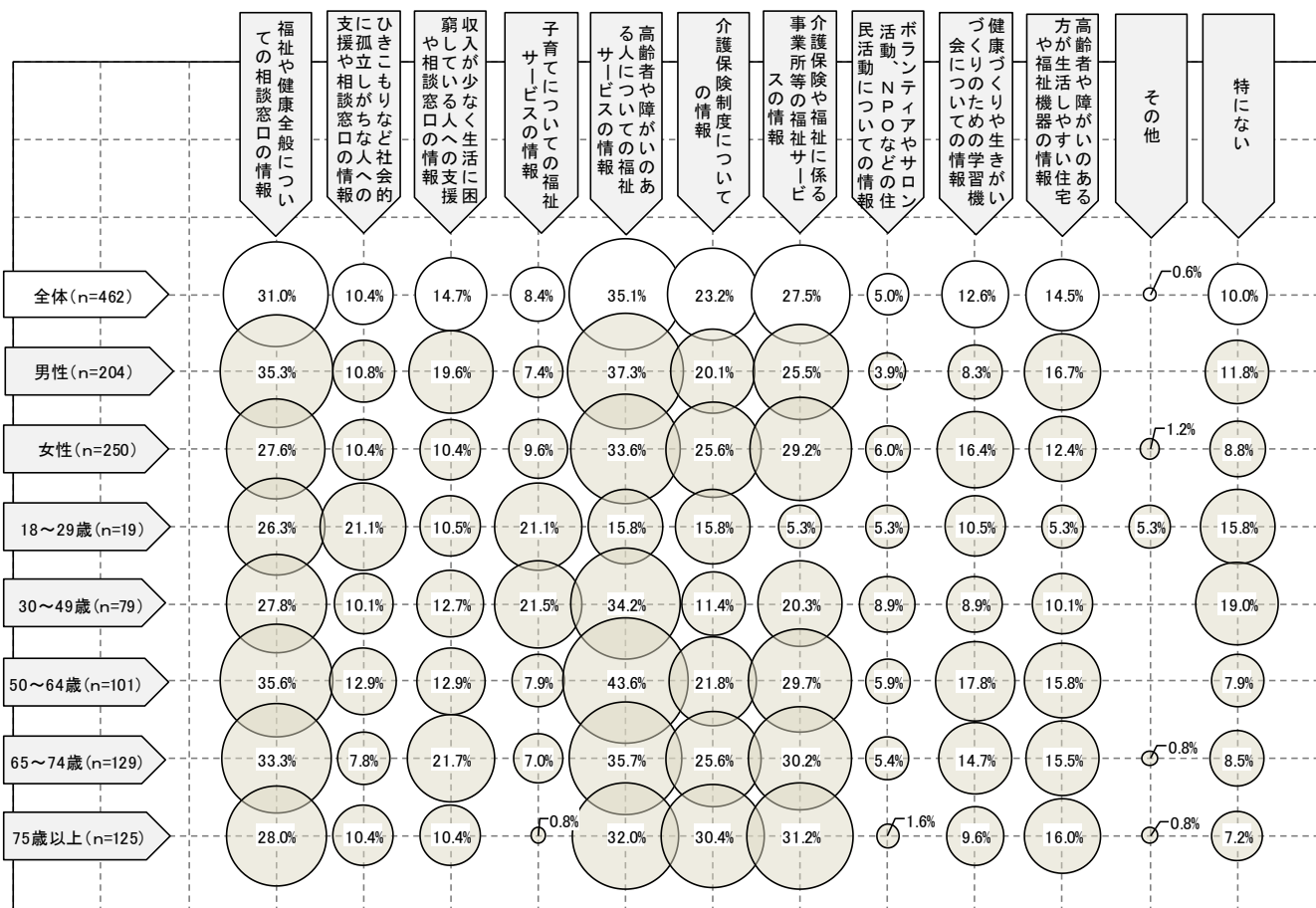
### (7) 福祉について知りたい情報

福祉についてどのような情報を知りたいかについては、「高齢者や障がいのある人についての福祉サービスの情報」が35.1%と最も高く、次いで、「福祉や健康全般についての相談窓口の情報」が31.0%、「介護保険や福祉に係る事業所等の福祉サービスの情報」が27.5%、「介護保険制度についての情報」が23.2%、「収入が少なく生活に困窮している人への支援や相談窓口の情報」が14.7%等となっています。

性別でみると、男女ともに「高齢者や障がいのある人についての福祉サービスの情報」が最も高くなっています。

年齢別でみると、18～29歳では「福祉や健康全般についての相談窓口の情報」が最も高く、30歳以上では「高齢者や障がいのある人についての福祉サービスの情報」が最も高くなっています。そのほか、18～49歳では「子育てについての福祉サービスの情報」が2割を超え、他の年代と比較して高くなっています。

【福祉について知りたい情報】

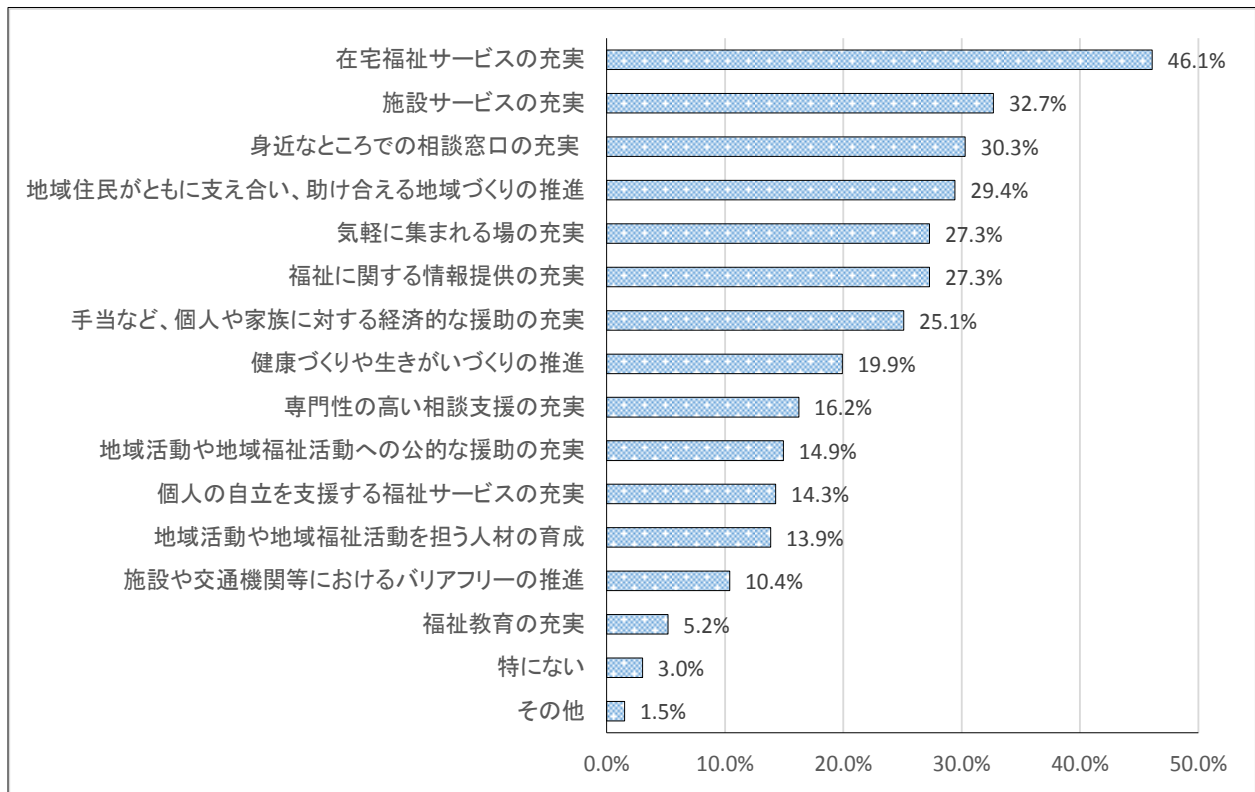


## (8) どのような福祉のあり方が大切か

住みなれた地域で安心して生活していくためには、特にどのような福祉のあり方が大切だと思うかについては、「在宅福祉サービスの充実」が46.1%と最も高く、次いで、「施設サービスの充実」が32.7%、「身近なところでの相談窓口の充実」が30.3%、「地域住民がともに支え合い、助け合える地域づくりの推進」が29.4%等となっています。

### 【福祉のあり方】

- 「在宅福祉サービスの充実」46.1%
- 「施設サービスの充実」32.7%
- 「身近なところでの相談窓口の充実」30.3%
- 「地域住民がともに支え合い、助け合える地域づくりの推進」29.4%



### 3 地域福祉をめぐる主要な課題

#### (1) 少子高齢・人口減少社会がもたらす影響

少子高齢・人口減少社会の到来は、家族構成や生活形態などにも大きな変化をもたらしています。ひとり暮らしや高齢者のみの世帯が増加する一方で、地域福祉の担い手となる世代が減少しています。

誰もが地域で安心して暮らすことのできる地域社会を構築するためには、「自助」はもちろんのこと、「共助」、「公助」の3つが相互に補い合い人々の地域生活を支えるという視点に立った福祉施策の展開が求められています。

また、成年後見制度や日常生活自立支援事業などの権利擁護事業や、災害発生時を想定した住民同士の支えあいによる要配慮者対策の充実も引き続き急務となっています。さらに、将来を担う子どもたちを安心して産み育てることのできる地域づくりにも取り組んでいく必要があります。

#### (2) ニーズの複合化・多様化による新たな地域課題の顕在化

介護保険制度や障害者総合支援制度にみられるように、近年の福祉制度は施設入所から地域生活への移行を重視した方向へと変化してきました。可能な限り住み慣れた地域や自宅で生活できるよう地域での生活を支える基盤を整備するということが福祉施策の基本的な方向となっていますが、社会環境が大きく変化中、住民一人ひとりが抱える福祉・医療・健康に対するニーズは、複合化・多様化しています。

これに伴い、公的な福祉サービスだけでは対応できない生活課題や、個別分野ごとの福祉サービスでは十分な対応ができない複合的な問題など、新たな地域課題が顕在化してきています。また、住民にとって度重なる福祉制度の改正や制度の専門化が相談や利用のしづらさにつながっていくおそれもあります。

地域包括支援センターや障害者相談支援事業所などの整備も進められてきましたが、不安や課題を抱えたとき、誰もが気軽に相談でき、必要な支援が必要とする人に行き届くシステムづくりが必要となっています。

#### (3) 社会から孤立する住民の存在

高齢化や核家族化の進行、地域における人口減少、更には地域とのつながりの希薄化などにより、悩みを打ち明けられず社会的に孤立する人や世帯が増え、老老介護（高齢者同士・高齢の親の介護を高齢の子どもが看る世帯）やダブルケア（親の介護と子育てを同時にしなければならない世帯）などの問題や事故、虐待なども社会問題となっています。

このような中、地域における見守りや支えあいをはじめ、社会的孤立を防止する取組がますます重要となってきています。

#### (4) 社会・経済の構造的な変化等による生活困窮者等の増加

近年、わが国の景気は回復基調にあるといわれているものの、地方ではいまだその実感に乏しい状況にあります。こうした景気低迷の長期化やこれに伴う雇用状況の変化をはじめ、社会・経済の構造的な変化等により、生活保護受給者はもとより、生活保護に至る前の段階の生活困窮者が増加しています。

今後は、改正生活保護法（平成 26 年 7 月 1 日施行）や生活困窮者自立支援法（平成 27 年 4 月 1 日施行）を踏まえ、総合的な支援体制を構築していくことが求められます。



# 第3章 計画の基本目標と施策の体系

## 1 基本理念

少子高齢化や核家族化の進行、近所付き合いの希薄化等に伴い地域社会が大きく様変わりしていき中、東日本大震災という未曾有の災害を体験し、さらに、南海トラフ巨大地震への対策が叫ばれる中で、地域の支えあいの力が再認識されています。

このような中、複雑化・多様化する生活課題に対応していくためには、高齢者や障がい者などへの福祉サービスの充実はもちろん、援護・支援を必要とする方の個性や生き方を尊重し、自らが「自立」することに努める「自助」を促す必要があります。

また、身近なところで安心して生活するために住民、地域、社会福祉協議会をはじめとする各種団体等が連携し、自立を支援する「共助」の輪を広げることが住民に求められています。これは、地域が持つ力を高めていくことが期待されるものであり、町は「自立」を助け、「共助」の輪が広がる環境づくりに努めることがこれまで以上に求められているといえます。

第2次串本町長期総合計画の目指す福祉分野の基本目標として『「ひと」を大事にするまちづくり ひとに優しく、安全で安心して暮らせるまちづくり』が掲げられており、乳幼児から高齢者まですべての住民が地域の中で支えあいながら健康で元気に暮らせるまちを目指していく必要があります。

本計画では、この基本目標により住民一人ひとりが地域の中での自分の役割を果たし、支えあい、だれもが住み慣れた地域で安心してやすらぎのある生活を生涯にわたって続けていけるように、計画の基本理念を次のとおりとします。

### 基本理念



## 2 3つの基本目標

基本理念「地域で支えあい ひとに優しく 安心して暮らせるまちづくり」の実現を目指して本計画の基本目標を、次のとおり設定します。

### 基本目標1 支えあいで「こころ豊かなまち」づくり

人口減少・少子高齢化、世帯の多様化が進行し、さらに、個人の価値観の多様化により、家族や地域で相互に支えあう機能が弱まってきています。

本町では、住民一人ひとりの地域福祉に関する意識向上を図るとともに、コミュニティ機能の強化やボランティアの育成などで地域において支えあう仕組みづくりを進めます。

また、社会福祉協議会をはじめ様々な団体との連携強化を図り、すべての住民が、相手のことを考えて支えあい、こころ豊かに過ごせるまちづくりを目指します。

### 基本目標2 暮らしやすく「人に優しいまち」づくり

地域での自立した生活を支えるための様々な福祉サービスを、必要とする人が適時・適切に利用できるよう、個々の状況に応じた相談体制の充実をはじめ、的確な情報提供を行うとともに、良質な福祉サービス提供体制の整備を図ります。

また、様々な社会参加をしやすくするため、公共施設や道路のバリアフリー化、移動手段の確保を進め、みんなが暮らしやすい人に優しいまちづくりを進めます。

さらに、誰もが生き生きとした生活を送ることができるよう、自分の健康を自分で守る努力や介護予防等に努めるまちづくりを目指します。

### 基本目標3 思いやりで「安心のまち」づくり

地域で安全に安心して暮らせるよう、住民同士の要配慮者対策をはじめとする防災体制の強化、権利擁護の推進、誰もが被害者とならない防犯活動の推進、子どもから高齢者までの交通安全対策の推進、更には認知症対策の充実まで、住民一人ひとりの思いやりを行動につなげ、みんなで支えあう安心のまちづくりを進めます。

### 3 施策の体系

基本目標の実現を目指した施策の体系を、次のとおり設定します。

基本理念	基本目標	施策
地域で支えあい ひとに優しく 安心して暮らせるまちづくり	<p>1. 支えあいで 「こころ豊かなまち」づくり</p>	<p>(1) 地域福祉の意識向上 (2) 地域福祉の体制づくりと担い手の育成 (3) 地域福祉関係機関・団体との連携の強化と交流の促進</p>
	<p>2. 暮らしやすく 「人に優しいまち」づくり</p>	<p>(1) 相談窓口の充実 (2) 情報提供の充実 (3) 福祉サービスの充実 (4) 福祉基盤の充実 (5) 健康づくり・介護予防の充実</p>
	<p>3. 思いやりで 「安心のまち」づくり</p>	<p>(1) 緊急時の支援の充実 (2) 権利擁護の推進 (3) 安全安心な地域づくり</p>

# 第4章 施策の展開

## 1 支えあいで「こころ豊かなまち」づくり

### (1) 地域福祉の意識向上

#### ■現状と課題■

町ではこれまで「広報くしもと」やホームページ等を通じて地域福祉の意識高揚に向けた啓発活動を行うとともに、学校教育での福祉教育や生涯学習活動に取り組んできました。

社会福祉協議会においても、社協だよりやパンフレット等による啓発とともに、各種交流事業やイベントなどに取り組んでいます。

今後とも、住民が協力してみんなで支えあうまちづくりを進めていくために、住民一人ひとりの助け合いの意識を育てていくことが必要です。

#### ■施策の基本方向■

すべての住民が「ともに暮らし、ともに生きる社会こそ正常である」というノーマライゼーションの理念を理解し、誰もがライフステージのいずれかの段階で福祉サービスを必要とするものの認識を深めていきます。

#### ■今後の取組■

- ◆他人事になりがちな地域づくりを、地域の人たちが「我が事」として主体的に取り組んでいけるような意識づくりを行います。
- ◆地域における支えあい・助けあいの取組を推進する上で基盤となる地域のつながりを再構築するため、あいさつ・声かけ運動などの取組を積極的に支援します。また、地域組織間で情報や意見を交換する機会を設けるなどして、地域福祉活動に向けた意識啓発を展開します。
- ◆地域組織への関心や参画意識を高めるため、地域の課題や活動情報を発信するとともに、地域活動への積極的な参画を促します。
- ◆広報誌やホームページ等を通じて、身近な地域における住民相互の支えあい、ボランティア活動等についての広報・啓発に努めます。
- ◆家庭での福祉教育が行われるよう、親を対象とした地域福祉に関する講座等の実施に努めます。また、家庭内での実践を通して、親から子へ、子から孫へと福祉に関する教育が受け継がれるように意識啓発を行います。
- ◆地域活動をとおした学習により、小・中学校における福祉教育・社会貢献学習を推進します。
- ◆学校・社会教育における人権教育・啓発の推進に努めます。



- ◆小・中学生を対象にした福祉施設での福祉体験や乳幼児とのふれあい体験を推進するとともに、住民を対象とした講座や事業を実施し、福祉教育の推進に努めます。
- ◆生涯学習活動としても、社会教育部門や社会福祉協議会等と連携しながら、地域福祉活動に関する講座を充実し、福祉教育を進めます。また、地域においては人権学習や世代間交流事業などを積極的に取り入れるなど、地域福祉に関する学習機会の促進に努めます。
- ◆社会福祉協議会で町内小・中学校をボランティア協力校に指定し、毎年職員が学校に出向いて、車椅子体験や高齢者疑似体験を行います。また、デイサービスや施設に児童・生徒が訪問し、高齢者との交流を図ります。
- ◆子ども会活動を通じて、相手を大切に思う気持ちや豊かな心を育む取組を推進するとともに、学校や地域における福祉教育、学習活動の充実を図ります。

#### ■行動の指針■

一人ひとりができること (自助)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域の行事等に積極的に参加し、地域のことを知るよう努めます。</li> <li>○町などから提供される、地域福祉、人権問題、男女共同参画などに関する情報や学習機会を積極的に活用するよう努めます。</li> <li>○家庭の中においても、お互いを尊重し、理解し合う気持ちを育みます。</li> </ul>
地域でできること (共助)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○住民同士の交流のための、行事の開催を活発化します。</li> <li>○地域での地域福祉、人権などにかかわる自主的な学習機会づくりに努めます。</li> </ul>
町が取り組むこと (公助)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○協働のまちづくりを基本とした事業を行い、まちづくりの強化に努めます。</li> <li>○地域福祉、人権などにかかわる情報提供や教育の機会を充実します。</li> </ul>

## (2) 地域福祉の体制づくりと担い手の育成

### ■現状と課題■

本町では、これまで社会福祉協議会を中心に各種ボランティア活動や研修会の開催、福祉学習の推進などに取り組んできました。町内では、児童や高齢者、障がい者などを対象に、ボランティア団体・NPO団体等が活動しており、地域福祉を支える重要な役割を担っています。

また、民生委員・児童委員の活動も地域福祉の充実に大きな役割を担っており、今後一層の活動推進に向けた支援の充実が期待されています。

今後は、これまで続けてきた活動を継続・発展させ、内容の一層の充実を図るために、ボランティア・NPO活動、民生委員・児童委員活動に参加しやすい環境づくりが重要となっています。

## ■施策の基本方向■

住民のニーズが多様化している中、様々な福祉サービスの提供について、これまでのように行政がすべてを担う時代から、地域住民・ボランティア・事業者・行政がそれぞれの立場で、それぞれの役割を分担して地域社会を支えていく仕組みづくりに努めます。

特に、住民のボランティアへの参加意識は、アンケート調査からも潜在的に高いことがうかがえますが、周知徹底を図り、住民の地域活動への意欲が実のあるものへと結びつけられるような環境づくりを進めます。

さらに、地域住民の身近な相談相手として、また、行政と地域住民のパイプ役として、民生委員・児童委員も大切な役割を担っており、住民の一番身近なところで、住民の立場に立った活動を行う環境づくりに努めます。

## ■今後の取組■

- ◆多様・複合的な課題を解決できるよう、住民や民間事業者、社会福祉法人、民生委員・児童委員といった層のみにとどまらず、福祉の枠にとられない様々な分野がつながりを持ち、お互いの活動領域を踏まえながら、協働してまちづくりが行える体制づくりを進めます。
- ◆子育て世代包括支援センターの設立により、各関係機関において情報共有、情報提供を行いながら、妊娠期から子育て期にわたる継続した支援を行う体制づくりを構築します。
- ◆協働のまちづくりを基本として、地域のつながり強化のため地域コミュニティの活性化を図ります。地域コミュニティの推進を通して住民一人ひとりが相互の支えあいによって助け合う自助意識や共助意識の高揚を目指します。このため、自治会（区）や民生委員・児童委員、老人クラブ等の組織が協力して活動できる環境の整備に努めます。また、地域における集会所等の施設整備や組織の運営・活動にかかる費用について、地域組織の活動状況に応じた支援を行います。
- ◆地域に住む一人ひとりが出会いを通じて、それぞれの持っている力を発揮できるよう気軽に集い、交流できる機会づくりを進めていきます。
- ◆地域福祉を推進するためには、地域福祉活動に取り組む担い手の確保・育成が重要です。地域住民が持っている知識や経験を生かせる機会を増やすなど、地域の一員としての役割を担える人材の確保や育成に努めます。
- ◆支援を必要とする人を早期発見することができるのは身近な地域住民です。各地域の民生委員・児童委員や社会福祉協議会の福祉委員が見守り、さらに、発展的に支え合い活動を行っていけるための体制づくりを進めます。
- ◆民生委員・児童委員や社会福祉協議会などによる要援護者の見守りや声かけ、ふれあいいいききサロンなど、小地域福祉活動を促進します。
- ◆社会福祉協議会でおこなっている「ふれあいいいききサロン活動」箇所の拡大と活動内容の充実を図り、居場所づくりを確保していくとともに、買い物支援等高齢者にとってニーズの高い困りごと支援など、助け合いや支え合いの活性化を推進していきます。

- ◆社会福祉協議会では、町内の各地域に約370人の福祉委員を配置し、地域福祉の担い手の役割を果たしています。具体的には、地域において福祉に関する問題や要望を発見し、助け合い活動を展開して地域の人たちがともに「福祉のまちづくり」を進めていく「推進役」となっています。また、地域は、住民一人ひとりの生活の場であり、生活問題や福祉問題が発生する場であると同時に、住民自らの力で問題を検討する場、生活や福祉を高め合う場でもあり、住民が主体者となって地域の福祉をつくりあげていく場としていきます。
- ◆民生委員・児童委員や福祉委員の活動充実のために研修会や講習会などを開催し、情報提供をすることで、資質の向上と活動の促進を図ります。また、地域福祉の推進のために、多岐にわたる各委員の活動が、地域で「つながる」よう配慮します。さらに、各委員の世代交代等が円滑にできるような仕組みづくりに努めます。
- ◆社会福祉協議会では、住民参加のボランティア活動として様々なニーズに応えるため「地域たすけあいサービス」を実施しています。活動を充実していくためには多くのボランティアが必要であり、広報や福祉委員会等あらゆる機会を通じてボランティアの協力を呼びかけていく活動を継続していきます。
- ◆社会福祉協議会において、手話通訳者の養成や視覚障がい者のための音訳ボランティアの活動を支援し、活動場所の提供等の支援を推進します。
- ◆社会福祉協議会において地区担当職員を充実させるために、人材の確保を積極的に支援していきます。その上で、小地域の実態把握及び当該地域に応じた地域福祉活動を地域住民とともに図っていきます。
- ◆町広報誌やホームページ等を活用し、住民にボランティア活動・NPO活動を啓発するとともに社会貢献への理解を働きかけます。
- ◆民生委員・児童委員と福祉委員の合同研修会を行うなど、社会福祉協議会と連携し、地域における福祉活動のリーダーとなる人材やボランティアの育成に努めていきます。
- ◆ボランティア団体やNPO団体等の活動支援を行います。また、地域福祉の担い手を養成しつつ、地域で求められる具体的なニーズを把握し、支援に結びつける体制の確立に努めます。
- ◆ボランティアのニーズを把握し、ボランティア研修の充実を図り、資質向上を支援するとともに、各ボランティア団体の交流、情報の提供・共有化を図ります。
- ◆地域において青少年が様々なボランティア体験をすることにより、相手の立場に立ってものごとを考える姿勢を身につけるとともに、社会に貢献する意識を培うことができるよう、青少年のボランティア活動への参加を推進します。
- ◆当事者団体が取り組んでいる親睦・交流事業を支援するとともに、必要に応じて新たな当事者団体等の設立及び育成を支援します。
- ◆既存の福祉団体、各種団体の自主性・自立性を尊重しつつ、積極的な活動展開を支援するとともに、団体間の円滑な連携を促します。

## ■ 行動の指針 ■

<p>一人ひとりができること (自助)</p>	<p>○身の回りで活動する様々なボランティア・NPO組織の活動内容について日頃から関心を持つとともに、活動への理解を深めます。 ○支援が必要な人や家族は、民生委員・児童委員に積極的に相談したり、サービスを利用します。</p>
<p>地域でできること (共助)</p>	<p>○地域としてボランティアへの意識を高めたり、活動内容を広く周知する機会づくりに努めます。 ○民間事業者や施設とボランティア活動との連携を図ります。</p>
<p>町が取り組むこと (公助)</p>	<p>○社会福祉協議会と連携し、様々な機会や情報の提供に努め、ボランティアの育成や地域でのボランティア活動への理解を深めます。 ○災害時など新たなボランティア活動やNPO団体の発掘・支援等に努めます。</p>

## (3) 地域福祉関係機関・団体との連携の強化と交流の促進

### ■ 現状と課題 ■

社会福祉協議会は、福祉サービスの提供だけでなく、地域福祉の推進・調整役として大きな役割を担っています。また、民生委員・児童委員や自治区の役員は地区での福祉活動の一翼を担っています。

今後は、社会福祉協議会を中心に、民生委員・児童委員、自治区などコミュニティ団体や各種福祉団体、ボランティア団体・NPO団体等との連携を強化し、町域の地域福祉活動の活発化に向けた取組を進めていく必要があります。

### ■ 施策の基本方向 ■

地域では、人口減少や若者の流出などにより、団体によっては新たな協力者の確保が難しいなど、十分な活動ができていない状況もみられます。これら地域福祉を推進していく上で重要な役割を担う各種団体等については、今後も活発な活動の展開が期待されることから、関係機関が協力して活動への支援を充実していくとともに、相互の交流活動を活発化させます。

### ■ 今後の取組 ■

- ◆地域における福祉課題を解決するため、地域を支援するコミュニティソーシャルワークが全町で行える体制づくりに努めます。
- ◆地域が抱える多様な課題に応えるため、ボランティアコーディネーターや生活支援コーディネーターなどの活動を推進し、地域の包括的な支援体制を構築します。
- ◆地域住民だけでは解決が困難な課題については、保健・医療分野をはじめとする専門職や関係機関などの協力のもと、課題の解決を図る体制を整えます。

- ◆寝たきりや認知症等の要介護者が増加し、介護期間の長期化により介護者の負担が増大しています。介護による精神的な負担を軽減するためには、当事者同士が情報交換したり交流することが必要であり、そうした場の提供を支援していきます。
- ◆高齢者、障がいのある人、児童、子育て中の親、更にはダブルケアなど、問題を抱える世帯や地域課題が解決できる組織体制の構築を目指し、サービス提供を行う事業者や地域の各種団体、民生委員・児童委員等との連携を深める機会を提供し、地域の人材との協力体制を充実します。
- ◆住民へのきめ細かい福祉サービスを提供するため、社会福祉協議会を地域福祉推進上の中心的な組織として位置づけ、理事会、評議員会の機能充実、事務局職員の資質向上、会員の加入などの取組を進め、それに対する連携強化や事業運営などに対する支援を実施し、地域の福祉活動を推進していくための連携を図っていきます。
- ◆福祉サービス利用の有無にかかわらず、行政や福祉事業者、地域組織、保健・医療機関がネットワークを構築するとともに、必要に応じて情報交換や連携による支援を推進します。
- ◆社会福祉協議会が平成 19 年度に策定した地域福祉活動計画に沿って推進する「支えあい・助け合いのまちづくり」と連携するとともに、ボランティアにかかわる窓口であるボランティアセンターの充実を図ります。
- ◆住民にとっての身近な社会資源である福祉施設・社会福祉法人が、地域の福祉ニーズを踏まえた公益的な活動等を実施できるよう支援します。
- ◆既存の集会所や老人憩の家、児童館などの充実を図るとともに、各種団体がそれらを活用して行っているサロン等の活動を支援します。また、公共施設などを活用して、地域住民の誰もが気軽に集まり、交流できる「みんなの集い場」づくりを支援します。
- ◆地域における世代間交流を充実させるため、行事・イベントなどを工夫して子どもから高齢者までが楽しめる場づくりを進めます。
- ◆シルバー人材センターなどと連携し、高齢者の生きがいづくりをきっかけとした社会参加を促すとともに、子どもが地域社会に存在し、役立っていると実感できるような機会の提供を、関係機関と連携しつつ進めます。
- ◆子どもから高齢者までの学びの成果を生かした世代間交流を通じて、誰もが地域に参画して生きがいを感じられる居場所づくりを推進します。
- ◆地域において、住民が世代や背景を越えてつながり、生活における楽しみや生きがいを見い出す機会となる住民の主体的な活動を支援します。

■ 行動の指針 ■

一人ひとりができること (自助)	○自治区や各種団体への理解を深め、積極的に情報の収集に努め、参加を呼び掛けるとともに活動に参加します。
地域でできること (共助)	○活動内容の充実や情報発信による会員の増加に努めるとともに、社会福祉協議会等が実施する研修に参加します。
町が取り組むこと (公助)	○町広報誌・ホームページや窓口等で自治区や各種団体の広報・啓発を行い、住民の理解を求めるとともに、参加促進を図ります。 ○社会福祉協議会との連携のもと、各種団体等との連絡会議や懇談会等を開催し、団体相互の交流を促進します。



## 2 暮らしやすく「人に優しいまち」づくり

### (1) 相談体制の充実

#### ■現状と課題■

各種福祉サービスの多様化、家族形態の多様化とともに、児童虐待やDV（ドメスティック・バイオレンス）など新たな課題として社会問題化している事例への対応など、相談窓口の役割はこれまで以上に重要になっています。また、身近に相談できる人がいない人、相談窓口に行くことのできない人など個々の状況に応じた相談体制の充実も求められています。

町では、担当課の窓口をはじめ、地域包括支援センター、社会福祉協議会、子育て支援センター等の機関で相談を行っているほか、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業として相談支援事業も実施しています。また、社会福祉協議会では、各種相談事業を実施し、福祉に関する悩みごとや日常生活での心配ごとなど様々な相談に対応しています。

地域では、民生委員・児童委員などが福祉制度や日常生活に関わる相談を受けるとともに、必要な援助・支援を行っています。

これらを踏まえ、関係機関や地域の民生委員・児童委員との情報交換など連携を強化するとともに、多様化・専門化する相談内容に対応するための相談体制の強化やワンストップで相談に対応できる体制を検討していく必要があります。

#### ■施策の基本方向■

私たちの抱える生活上の課題は複雑化し、様々な分野にまたがったり、既存の制度の枠内では解決が困難な相談内容が増えています。近年では、個人の問題にとどまらず、家族全体の支援が必要な相談が増えており、世帯丸ごとの相談に対応できる包括的な相談支援体制づくりを目指します。

また、専門化する相談内容に対応するため、専門的な知識豊かな人材の配置とともに、関係機関との連携体制を構築します。

#### ■今後の取組■

- ◆新庁舎建設に伴い、福祉課、保健センター、地域包括支援センターを1か所に統合して、町内の関係機関や団体などの連携強化、相互交流の充実及び拠点としての機能と利便性の向上を図ります。
- ◆住民からの多様な相談内容に迅速かつ的確に対応できるよう、町担当窓口における相談支援の専門性を高めるとともに、関係部署の連携強化を図ります。
- ◆乳幼児の子育てに関する相談については、民生委員・児童委員、主任児童委員の訪問や保健師、助産師、子育て支援センター保育士等による相談を行います。また、平成30年度に新設する子育て世代包括支援センターでの相談体制の充実を図ります。
- ◆医師、臨床心理士等による療育相談、発達相談を行い、発達障がい児の早期発見、早期支援の充実を図ります。

- ◆障がいについての相談は、障がいを問わず、発達障がい者や難病患者を含め、ケアマネジメント、権利擁護等を中心とした総合的な相談体制の充実を図ります。
- ◆住民にとって身近な相談の場となる、社会福祉協議会をはじめ、社会福祉法人・事業者等の相談体制の充実を促進します。
- ◆住民が民生委員・児童委員に相談しやすい関係を持てるよう、また、住民の多様な相談内容に的確にアドバイスができるよう、研修会や講習会を充実させ、資質向上や地域への積極的な関わりを推進します。
- ◆地域における民生委員・児童委員等が、身近な場で相談ごとを受けられる体制をつくとともに、必要な場合に必要の機関につながる仕組みづくりを進めます。
- ◆社会福祉協議会や民生委員・児童委員、当事者団体などが進める相談支援活動を支援するとともに、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、自治会、ボランティア団体などの相互連携を促進し、地域の要援護者を福祉施策・サービス利用へと結びつける仕組みづくりを進めます。
- ◆高齢者を対象に、総合相談支援事業、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業などを行う地域包括支援センターの相談体制を一層充実します。
- ◆高齢者や障がい者、子育て世帯などそれぞれの問題やニーズに応じた相談機能を高めるため、相談窓口の充実や向上を図ります。また、民生委員・児童委員や自治会の役員など身近で気軽に相談できる人材の養成を行い、地域の相談力向上を図ります。
- ◆障がいについての相談は、障がいを問わず、発達障がい者・児や難病患者を含め、ケアマネジメント、権利擁護等を中心とした総合的な相談体制の充実を図ります。
- ◆町内に3ヶ所ある「子育て支援センター」において、親子の集いの場や情報交換の場の提供を行うとともに、子育てに関する相談業務も行い、地域の子育て支援の場としての事業の展開に努めます。  
また、子育て相談室「りぼん」においても相談業務を行い、内容によっては必要となる関係機関と連携を取りながら、対応を行っていきます。
- ◆医師、発達相談員、言語聴覚士等により療育相談、発達相談を行い、発達障がい児の早期発見、早期支援の充実を図ります。
- ◆住民にとって身近な相談の場となる、社会福祉協議会をはじめ、社会福祉法人・事業者等の相談体制の充実を促進します。
- ◆福祉サービスの利用に際して不利益な扱いを受けた場合の相談窓口を充実するとともに、サービス事業者による自己評価など、サービスの質の向上に向けた取組を促進・支援します。



## ■ 行動の指針 ■

一人ひとりができること (自助)	○ひとりでは解決できない問題や悩み、不安などについて、身近にいる人や相談員に相談します。 ○周囲の困っている人や家庭へ日頃から気配りをするようにします。
地域でできること (共助)	○地域の住民や民生委員・児童委員等各種相談員が連携しながら、地域での見守りのネットワークづくりを目指します。
町が取り組むこと (公助)	○地域からの相談内容に応じた的確な支援を行うとともに、必要に応じて専門機関等との連携を密に図ります。 ○各種団体との連携を強化します。

**(2) 情報提供の充実**

## ■ 現状と課題 ■

近年、福祉・保険制度など生活に関係する様々な制度改正等が行われ、これに伴い町や関係機関から提供する情報は増加傾向にあります。そんな中、福祉サービス内容をはじめ、ボランティア・住民活動や地域の助け合い活動についての情報などを、誰もが入手でき、ひとりでも多くの住民が情報を活用できるようにする必要があります。

町では、「広報くしもと」を毎月発行するとともに、ホームページ等による広報等を実施しています。

今後とも、わかりやすい広報誌やホームページでの情報発信に力を入れることはもちろんのこと、高齢者や視力・聴力に障がいのある人への伝達手段の充実とともに、個人情報の保護に配慮しながら、民生委員・児童委員や地域住民等によるきめ細かな情報提供の体制を確立していくことが求められています。

## ■ 施策の基本方向 ■

工夫を凝らした多様な手法を用いた情報の伝達に加え、民生委員・児童委員や地域住民等によるきめ細かな情報提供の体制を確立していきます。

また、情報の内容については、子どもから高齢者、障がいのある人まで、情報を利用する側の視点での工夫をします。

## ■ 今後の取組 ■

- ◆子ども・障がい者・高齢者、それぞれのサービス資源を把握し、異なる窓口間の連携や共通認識を図り、それぞれが地域で生活していくためのサービスについて、新庁舎建設を機に情報提供が1か所で行えるような窓口の設置に努めます。
- ◆福祉のまちづくりや福祉施策に関する情報を住民と行政が共有し、相互の理解を深めていくため、情報内容の充実や情報提供の迅速化、双方向化、情報バリアフリー（視聴覚に障がいのある人など情報弱者への配慮）を図りながら、行政からのお知らせ・広報誌やホームページなどの多様な媒体と手法を活用し、住民のニーズに対応した丁寧な広報活動を充実します。

- ◆民生委員・児童委員や福祉サービス事業者などの福祉関係者に対しては、医療・介護の連携など、より詳細な情報の提供を図ります。
- ◆生活や緊急時の情報は、その性質上、必要とする人に適切かつ正確に伝わることを求められます。既存の情報提供の方法を活用しながら、必要な情報が伝わる仕組みづくりを行います。
- ◆必要とする人が必要なサービスを受けられるよう、広報誌やパンフレット、ホームページなど多様な媒体を通じて情報を提供し、福祉制度・サービス内容の周知に努めます。また、高齢者や障がいのある人などが福祉制度・サービスに関する適切な情報を入手できるよう、情報提供面での配慮に努めます。
- ◆福祉サービスの質的な向上には、行政はもちろん事業者の透明性の高い経営姿勢が求められており、サービス利用者が自らサービスを選択できるように、インターネットを通じて介護サービス情報が公表されています。介護サービスや事業所・施設等を適切に選ぶことができるよう、この制度の利用啓発に努めます。
- ◆福祉事業を行う民間の事業者に対する町の情報提供を図り、必要なサービスが利用できるよう、地域への誘導や事業運営に係る必要な支援に努めます。
- ◆視覚障がい者や聴覚障がい者などに配慮し、福祉情報などを必要とする誰もが適切にその情報を得られるよう、効果的な情報提供の体制充実に努めます。
- ◆地域の福祉関係者に対して、個人情報の取扱いについて、研修会を実施するとともに、地域の福祉関係者による情報の取扱いについて、当事者を含めて一定のルールを定めていきます。

#### ■行動の指針■

一人ひとりができること (自助)	○町や社会福祉協議会などから提供される各種の情報について、日頃から関心を持ちます。
地域でできること (共助)	○高齢者や障がいの特性など情報利用者に配慮した情報提供に努めます。 ○各種ボランティア活動などの相互交流を通じて、互いの情報交換と情報の共有化に努めます。
町が取り組むこと (公助)	○全町的な情報提供の仕組みづくりの確立に努めます。

### (3) 福祉サービスの充実

#### ■現状と課題■

町では、次世代育成支援対策推進法や子ども子育て支援制度に基づき「串本町子ども・子育て支援事業計画」を定期的に策定し、子育て支援の推進に取り組んでいます。

高齢者福祉では、老人福祉法、介護保険法などに基づき町が策定する「串本町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を定期的に見直しし、介護保険サービス、高齢者の福祉サービス、生きがいづくり等の推進に取り組んでいます。計画の推進にあたっては、町及び地域包括支援センターを中心に、関係部署・機関による緊密な連携のもと、計画を効果的、総合的に推

進んでいます。

障がい者の自立支援については、障がい者計画・障がい福祉計画を定期的に策定し、自立支援に向けた各種施策を展開しています。

国においては、少子高齢化の進展等による年金、介護、医療などの各社会保障制度にわたって、20世紀型制度からの転換を目指した抜本的な見直しが進められており、福祉分野の制度も大きく変化しています。

こうした制度の変革への対応をはじめ、厳しい財政状況、住民ニーズの複雑化・多様化を背景に、各計画に基づく福祉サービスの提供体制の充実を図る必要があります。

#### ■施策の基本方向■

保健・医療・福祉などの必要な諸サービスが、生活圏域である地域社会に整備され、しかも総合的に利用できるよう、それぞれが連携し、機能させていきます。

このために、住民・地域・事業者・行政が一体となってサービスを生み育て、提供していきます。

#### ■今後の取組■

- ◆高齢者福祉計画・介護保険事業計画、障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画、子ども・子育て支援事業計画などの各施策により、地域住民が在宅で安心して生活できるよう、在宅福祉サービスの充実を図ります。
- ◆高齢者や障がいのある人などが、住み慣れた地域で必要とする福祉・医療サービスを一体的に利用できるように、また、虐待事案に迅速な対応が図れるよう関係機関や多職種の連携を推進し、地域における包括的ケアシステムの充実を図ります。
- ◆社会福祉協議会が実施する「ふれあいいいきまつり」や「災害ボランティアセンター設置・運営訓練」等の行事を通して、年齢や性別を問わず、あらゆる方々が参加し交流を深めることにより、日常から顔の見える人間関係を作り、日常のたすけあいや災害時の支援に役立つよう進めていきます。
- ◆社会福祉協議会では、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯を対象に、寝たきりや認知症の予防、孤独感の解消、生きがいづくりなどを目的に、「ふれあいいいきサロン」を実施しており、サロン活動を通じて日常生活の困りごとや支え合いにつながる仕組みを継続及び推進していきます。
- ◆高齢者や障がいのある人に対しては、地域ごとに開催される「ふれあいいいきサロン」への参加を促し、地域の方々とのつながりを持ちながら生活をしていただく取組を進めていきます。
- ◆住民が安心して福祉サービスを受けられるよう、諸制度に基づいた連絡調整を組織的に行うとともに、民間のサービス事業者の事業参入を促進します。
- ◆障がいがある人の、地域における自主生活の充実を図るため、障害福祉サービスにおける移動支援事業や福祉タクシー券の交付など、サービスが十分に提供できる関係機関との連携を強化します。
- ◆生活困窮者、子どもの貧困や引きこもりに対する自立支援を行うため、家庭・地域・関係機関との連携によって、支援体制の強化を図ります。

- ◆貧困の連鎖を防止するため、子どもの貧困の実態把握を行います。
- ◆生活困窮につながる可能性のある大人の引きこもりは、地域のつながりを生かして、見守りや声かけ活動など、また、県の関係機関と連携しながら早期発見に努めてその実態把握に取り組みます。
- ◆高齢者や障がい者、児童の保護者などの共通する生活上の課題解決や、不安を解消するため、福祉サービスについて、利用者本位の立場から評価・検証し、改善・充実を図ります。

#### ■行動の指針■

一人ひとりができること (自助)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○福祉サービスに関する情報を活用するとともに、内容を正しく理解します。</li> <li>○福祉サービスの利用に際して、事業者などの情報を有効活用し、一人ひとりが状況に応じたサービス利用に努めます。</li> <li>○利用するサービスについて、行政や事業所に意見や要望を積極的に伝えます。</li> </ul>
地域でできること (共助)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各種福祉計画や福祉サービスの内容等についての学習機会の場づくりに努めます。</li> <li>○各種福祉サービス事業を実施している社会福祉法人や民間事業者に対して具体的な事業内容の説明会や体験・見学の場づくり等に努めます。</li> </ul>
町が取り組むこと (公助)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○住民の意見や要望を聴き、質の高いサービスを提供できるよう、社会福祉法人、民間事業者などへの情報提供や指導に努めます。</li> </ul>

## (4) 福祉基盤の充実

#### ■現状と課題■

高齢者や障がい者、子どもを含めたすべての住民が住み慣れた地域で暮らすためには、生活領域を拡大し、様々な社会参加が可能となるよう、気軽に安心して施設を利用し、移動できる環境整備が必要です。

本町では、公共施設の改築時に、段差の解消や手すりの設置、多目的トイレの設置を図っています。また、道路整備においても、歩道の整備など、歩行者の安全確保に努めています。しかし、道路などの都市基盤、公共施設や民間施設などのバリアフリー化はまだ十分とはいええず、また、公共交通機関など身近な移動手段の確保充実も重要な課題といえます。

今後も、多くの人々が利用する公共施設や道路などのバリアフリー化を更に進めるとともに、移動が困難な方への移動手段の確保に努める必要があります。

#### ■施策の基本方向■

既存の公共施設を地域活動や社会参加の場の拠点として、有効活用していきます。

また、子どもから高齢者、障がいのある人など誰もが安全かつ円滑に移動でき、また、活動の場を広げ、自由な社会参加を活発化するために、道路や交通安全施設の充実とともに、利用しやすい移動手段の確保に努めます。

## ■今後の取組■

- ◆和歌山県福祉のまちづくり条例に基づき、高齢者や障がい者など、誰もが暮らしやすく、また、安心して安全に外出できるよう、道路や歩道、公共施設、交通機関などのバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を進めます。
- ◆地域における福祉活動拠点について、安全・安心に利用できるよう環境整備などハード面の充実を図るとともに、それらの拠点を活用した集まりや交流の場づくりなどのソフト面でも地域住民が活動しやすい環境づくりに努めます。  
また、隣保館が地域福祉活動の拠点として活用されるよう機能整備に努めます。
- ◆すべての人が住み慣れた地域で安心して暮らすために、認知症や障がいなどに対する偏見やそれらへの理解不足から無意識に差別してしまうことがなくなるよう、心の面でのバリアフリー化の普及・啓発を推進します。
- ◆高齢者や障がいのある人等にとっては、移動手段の確保は深刻な問題です。日々の生活を営む上で買い物や通院等も含め、安心して外出し、社会参加が促進されることが活気あるまちづくりにつながるため、障害福祉サービスにおける移動支援事業や福祉タクシー券の交付等により、地域における自立生活及び社会参加を促します。
- ◆鉄道等公共交通機関の充実を関係機関に求めるとともに、交通機関の有機的連携などにより通勤・通学者等の利便性向上を図ります。
- ◆住民の誰もが安心かつ便利に移動できるよう、町が運行するコミュニティバスの充実を図ります。
- ◆不特定多数が利用する民間施設について、事業者への理解を求め、施設のバリアフリー化を促進します。

## ■行動の指針■

一人ひとりができること (自助)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○身の回りで、歩行・通行上の危険箇所などに気付いたら町等へ知らせます。</li> <li>○バリアフリーやユニバーサルデザインの趣旨を理解するとともに、公共施設などの利用に際しては、一人ひとりが周囲に配慮して行動します。</li> </ul>
地域でできること (共助)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○バリアフリーやユニバーサルデザインのまちづくりを全町的に推進できるよう、地域としてできることを考え、行動します。</li> <li>○地域として外出・移動や買物に困っている人を助け合います。</li> </ul>
町が取り組むこと (公助)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公共施設や道路等のバリアフリー化を進めます。</li> <li>○バリアフリーやユニバーサルデザインについて住民への情報提供に努めるとともに、職員一人ひとりがその必要性を十分認識し、事業・サービスの推進に心がけます。</li> <li>○公共交通体制の充実に努めます。</li> </ul>

## (5) 健康づくり・介護予防の充実

### ■現状と課題■

少子高齢化が急速に進行する中で、住民の健康に対する関心はますます高まってきており、一人ひとりの自主的な健康づくりを支援する環境の整備が求められています。

また、年を重ねても住み慣れた地域の中で自立した生活を送っていくことは誰もが願うことです。

町では、特定健診やがん検診を実施し、生活習慣病やがんの早期発見に努めています。また、食生活改善推進協議会や管理栄養士による乳幼児を対象とした食育や、高齢者を対象とした健康教室等を実施し、健康的な生活習慣の確立に取り組んでいます。

介護予防の取組では、要介護状態にならないように介護予防教室などを開催しています。しかし、高齢者の中には家に閉じこもりがちであったり、人との交流が苦手な人もおり、そうした方に介護予防教室などに参加してもらうため、地域で声掛けをするような関係づくりへの取組も重要となってきます。

### ■施策の基本方向■

すべての人が健康であるために、自分の健康は自分で守り、つくる努力や介護予防等に努められるよう支援するとともに、病気にかかったり、障がいを持つことになっても、誰もがその人の能力や置かれている状況に応じて生き生きとした生活を営むことができるような地域づくりに取り組みます。

### ■今後の取組■

- ◆いきいきと自立した生活を送るために一人ひとりが主体的かつ気軽に健康づくりに取り組める環境が必要です。そのためには身近なところで、健康の維持・増進、身体機能の向上につながる機会を拡充していきます。
- ◆高齢者の生きがいづくりや健康増進などを進めるとともに、住民同士の交流や活動の機会を通じて心身ともに健康に暮らせる環境を整えます。
- ◆生活習慣病の予防や早期発見・早期治療のため、今後とも40歳を過ぎた人に特定健康診査を実施し、治療をしていない人で生活習慣病への危険性が高く生活習慣の改善による予防が見込まれる人には特定保健指導を行い、健康意識の向上に努めていきます。
- ◆がんの予防と早期発見・早期治療のため各種がん検診を実施していますが、受診率向上のため受診勧奨の促進に努めます。
- ◆食育や健康スポーツ等に関心を持ち、取り組む住民が1人でも増えるように研修などによる意識改革や地域の活動を支援していきます。
- ◆介護予防教室の充実を図り、要支援・要介護に陥るリスクの高い高齢者の早期発見に努めます。また、一人ひとりの状況に応じて日常生活の自立を図るために効果的な支援を行っていきます。
- ◆住民の誰もが身近な地域で症状に応じた適切な治療を受けられるようにするため、日頃からかかりつけ医を持つことを促していきます。
- ◆健康づくり教室や生涯スポーツ等に積極的に参加したり、住民が自主的に介護予防体操

を行う機会を身近な地域でつくっていきます。また、いきいきサロンや、すでに実施している活動の中に、介護予防や健康増進につながるプログラムを盛り込みます。

- ◆地域での孤立化防止と健康づくり促進のため、健康づくり教室や生涯スポーツ活動等の充実とともに、住民が自主的に介護予防体操を行う、通いの場を町内全域に広げるための普及・啓発活動を進めます。
- ◆住民と専門機関がスムーズに連携し、介護予防・孤立化防止に取り組める関係づくりを支援します。
- ◆住民の方にスポーツの魅力を身近に感じてもらえる機会の提供に努めます。公民館活動における健康教室の開催を推進するとともに、学校体育館夜間開放の実施やスポーツ大会を開催し、住民の健康づくりを支援します。
- ◆住民の健康づくりや地域で介護予防活動に取り組むリーダーや推進組織の育成・支援を行い、地域住民が主体となる介護予防活動の展開を促します。

#### ■行動の指針■

一人ひとりができること (自助)	○日頃から健康に気をつけ定期健診や食育・適度な運動に努めます。 ○かかりつけ医を持ちます。
地域でできること (共助)	○地域として健康づくりや食育、スポーツなどの学習機会や実践の場づくりに努めます。 ○地域のサロンや健康教室には、声を掛け合って積極的に参加します。
町が取り組むこと (公助)	○特定健康診査や各種がん検診、保健指導の充実に努めます。 ○食育指導やスポーツ活動の場の拡充などを推進します。 ○介護予防事業を推進します。



### 3 思いやりで「安心のまち」づくり

#### (1) 緊急時の支援の充実

##### ■現状と課題■

火災や地震、台風など災害発生時において、高齢者や障がいのある人等の避難行動要支援者は迅速な対応が難しく、生命や身体の危険に直結するため、災害発生時の救出・救護体制、被災後の支援体制が重視されています。

町では、避難場所の整備をはじめ、自主防災組織の育成・支援、防災訓練の実施、災害発生時の情報連絡体制の整備など地域での防災体制の強化を図っています。町、民生委員・児童委員、自治区が連携し、災害時援助を必要とする避難行動要支援者の把握を行い、避難行動要支援者台帳の整備に取り組んでいます。

また、要配慮者に対する支援に必要な体制について住民、地域も含めた共助の体制づくりも求められています。

そのため、防災対策にあたっては、高齢化や核家族化の進行により、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯が増加傾向にある中、要配慮者を意識した防災施策の推進や高齢者や障がいのある人が地域での自主防災活動に参加できる仕組みづくりなどが重要です。

##### ■施策の基本方向■

災害発生時においては、高齢者や障がいのある人等の避難行動要支援者はスムーズな対応が難しく、また、生命や身体の危険に直結するため、災害発生時の救出・救護体制、被災後の支援体制を整えていきます。

また、町全体の防災対策の推進にあたっては、行政における防災施策の推進とともに、高齢者や障がいのある人が暮らす地域での自主的な防災活動や支援活動との連携を図ります。

##### ■今後の取組■

- ◆町では、障がいのある人やひとり暮らしの高齢者等、支援を必要とする人を対象に「避難行動要支援者台帳システム」を構築し、要件を満たす該当者を登録しています。実際の支援にあたっては、自治会・自主防災組織、民生委員・児童委員、近所の人等の関係者と連携して支援を行っていくための体制を整備していきます。
- ◆避難行動要支援者の支援体制を構築するため、地域の現況把握や個別支援計画の策定を促進するとともに、障がい者や疾病者のための福祉避難所の確保及び受入体制の充実を図ります。
- ◆プライバシー保護に配慮しながら、避難行動要支援者が必要とする支援について住民の理解を求めていきます。
- ◆地域の特性に合わせて、民生委員・児童委員、福祉委員などを中心とした、日頃からの安否確認体制の構築を図ります。
- ◆大規模な災害が発生した場合に災害ボランティアによる災害復旧の支援がスムーズに受け入れられるよう、地域の「受援力（被災した地域の自治体や住民が、他地域からの援助を受け入れる能力）」を高めます。



- ◆関係機関・団体等と連携し、災害時における緊急連絡体制・緊急避難体制を整備するなど、防災ネットワークを構築します。
- ◆地域ぐるみで防災体制の充実を図るため、自主防災組織の一層の充実を支援し、育成に努めるとともに、地域住民の防災意識の向上に努めます。
- ◆町広報誌やホームページ等を通じ、災害時における避難場所などの周知を図ります。
- ◆災害対策の拠点施設や避難施設となる公共施設などの耐震化に努めます。
- ◆各地域において、身近なところでのひとり暮らし高齢者の見守りを促進するとともに、配食サービスなどを通して日常的な生活を支援します。また、急病や事故等の緊急事態に対処するため、緊急通報システムの設置を支援します。

### ■行動の指針■

一人ひとりができること (自助)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○日常生活を通じ地域の人との交流を深めるとともに、地域での見守り活動や避難訓練・防災訓練などに積極的に参加します。</li> <li>○日頃から防災に関する学習機会へ参加するなど、防災意識を強く持ち、いざという時に正しく行動できるようにします。</li> </ul>
地域でできること (共助)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域での防災訓練、避難誘導訓練などを実施し、災害時における要配慮者などの支援体制づくりに努めます。</li> <li>○地域の実情に応じた防災マップの作成など、コミュニティを通じた自主防災活動に取り組みます。</li> <li>○自主避難所の機能充実に努めます。</li> </ul>
町が取り組むこと (公助)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○関係機関との密接な連携確保とともに、地域での人材育成の支援に努めるなど、実効性のある防災体制を確保します。</li> <li>○地域防災計画などをもとに、効果的な施設整備、防災体制整備並びに地域避難所における災害物資の支援等に努めます。</li> <li>○非常食の備蓄配備に取り組みます。</li> <li>○消防団、自主防災組織、自治区、福祉関係者、地域住民等の協力による避難行動要支援者への支援体制づくりを推進します。</li> <li>○防災無線、ファクシミリ、携帯電話等の活用をはじめ、ボランティアとの連携など、多様な情報伝達方法を整備します。</li> <li>○保健・福祉・医療関係者との連携のもと、災害時における高齢者や障がいのある人の避難生活に備えて、福祉避難所の整備、医療関係者や介護スタッフの確保など、避難後のケアを充実させるよう努めます。</li> </ul>

## (2) 権利擁護の推進

### ■現状と課題■

認知症高齢者や知的障がい、精神障がいのある人の中には、財産の管理や日常生活で生じる契約など、判断が求められる行為をする時に、不利益を被る場合があります。こうした人たちの権利を守るため、成年後見制度や日常生活自立支援事業があります。

また、町は、社会福祉協議会をはじめ各種団体と連携し、児童や高齢者、障がい者等を中心とした虐待防止や人権侵害の対応を図るため、本人や家族、地域を対象とした各種事業を進めてきました。

しかし、今後は、高齢化の進行に伴い、認知症高齢者が増加し、日常的な金銭管理や福祉サービスの利用援助などに関する相談の増加が予想されます。

これらを踏まえ、本町においても成年後見制度や日常生活自立支援事業の推進のもと、住民の権利擁護を充実していくことが求められます。

### ■施策の基本方向■

判断能力が十分でない高齢者や障がいのある人の財産管理や日常生活における援助をはじめ福祉サービスの利用に際しての支援など、権利擁護に関する支援や相談に努めます。

高齢者、障がい者及び児童に対する虐待の事案や相談もあることから、職員の教育・研修や相談窓口の整備充実を図ります。

### ■今後の取組■

- ◆判断能力が低下した人等に対し、日常生活自立支援事業による生活支援の充実を図ります。  
国の成年後見制度利用促進基本計画を踏まえながら、高齢者福祉計画及び障がい者福祉計画を推進し、成年後見制度の利用の促進に取り組むとともに、社会福祉協議会による法人後見等の可能性についても協議していきます。
- ◆また、福祉サービスを提供する事業者、地域福祉活動に取り組む個人・団体などに対し、個人情報保護に関する周知・啓発に努めます。
- ◆判断能力の低下した人や障がいのある人に限らず、社会的立場が弱い人への差別や虐待を防ぎ、すべての人の人権が守られるよう、地域における啓発活動とともに、人権相談等、相談体制の充実を図ります。
- ◆児童や弱い立場の人の人権を守り、児童虐待及びDV（ドメスティック・バイオレンス）の発生予防や早期発見・早期対応（親・子どもの悩み等）が図れるよう、分かりやすい相談窓口を位置づけるとともに、地域や関係機関などとの連携を強化します。
- ◆障がいを理由とする差別の解消を推進するため、弁護士等の法曹をはじめ、障がい者団体や相談支援事業者など、地域の様々な団体機関が、情報共有や協議をすることができる体制を整備します。
- ◆児童の虐待に対する未然防止のため、関係課及び地域の民生委員等と連携しネットワーク強化に努めます。また、虐待発生時には迅速な対応ができるよう体制を整備します。

### ■行動の指針■

一人ひとりができること （自助）	○日常生活自立支援事業や成年後見制度といった権利擁護に関する制度内容について理解し、必要な場合には利用します。
地域でできること （共助）	○地域全体としての見守りネットワーク活動の中で、権利侵害などの早期発見に努め、行政や専門機関への適切な対応につないでいきます。 ○見守り活動などを通じて、権利擁護の必要な人を発見し、相談へつなげられるように努めます。
町が取り組むこと （公助）	○権利擁護に関する制度の周知と相談体制の充実を努めます。

### (3) 安全・安心な地域づくり

#### ■現状と課題■

町では、住民の安全意識の高揚や安全で住みよいまちづくりの実現に向けて計画的に取り組んできていますが、多様化・巧妙化する犯罪などを未然に防止するためには、地域ぐるみでの防犯活動の促進や警察の協力による防犯対策が必要です。

また、住民の誰もが交通事故の被害者にも加害者にもならないよう、交通安全意識の高揚と交通安全施設の整備を進めてきましたが、今後とも一層の充実に努めていく必要があります。

子どもの防犯に関しては、登下校時間帯の地域による見守り活動の実施や、学校や PTA と連携を図った安全対策に取り組んでいます。

さらに、近年、特に問題となっている閉じこもり者・発達障がい児への支援、認知症対策や生活困窮者への支援など、地域ぐるみで支えあい、助け合う仕組みづくりを早急に進めていく必要があります。

#### ■施策の基本方向■

ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯は増加傾向にあります。更には、子ども世帯と同居していたとしても日中をひとりで過ごしている“日中ひとり暮らしの高齢者”、母子・父子家庭、生活困窮者、介護を必要とする人や障がいのある人、子育てや家族の介護で悩んでいる人など、地域には何らかの支援を必要とする人が存在します。

誰もが、住み慣れた地域でいつまでも、ともに暮らしていくために、このような人たちの的確に把握するとともに、地域を挙げて支えていくため、見守りネットワークの一層の充実や相談・援助などの包括的な支援体制づくりに努めます。

#### ■今後の取組■

- ◆介護保険・高齢者福祉や障がい者福祉など公的な福祉サービスの充実を図る一方、住民と行政との協働による「新しい公」が担うサービスを拡充し、誰もが安心して暮らし続けられる地域社会を目指します。
- ◆民生委員・児童委員やサービス提供事業者などによる見守り活動、保健師による訪問活動など見守りネットワークの一層の充実に努め、プライバシーに配慮しつつ見守り・援助活動を推進します。
- ◆認知症対策として、認知症サポーターの活用や高齢者等徘徊者支援ネットワーク体制の確立と充実に努めます。
- ◆生活困窮者に対する地域の支援体制を構築するとともに、生活支援相談事業や自立支援事業など相談から就労支援、その他包括的な支援を推進します。
- ◆高齢者や障がいのある人の閉じこもりの発見や防止に努め、地域との交流の機会を提供します。
- ◆育児で閉じこもりがちな親子の社会参加を促すために、民生委員・児童委員をはじめ関係機関と連携し、親子の居場所づくりの充実に努めます。
- ◆発達障がい児など新たな支援が必要な分野において、その支援体制づくりに努めます。

- ◆高齢者や障がい者などが安心して暮らし続けられるよう、住宅改修費の支援を行います。
- ◆見守り活動や小地域で子育てに関する相談・仲間づくり活動等、住民参加型の子育て支援活動を支援するとともに、子どもを地域で見守り育てる地域社会を目指します。
- ◆地域の防災能力を高めるため、自主防災組織の活性化を支援するとともに、(障がい者を含めた)地域を挙げた防災訓練などにより、住民の防災意識の高揚を図ります。
- ◆災害に備え、災害ボランティアコーディネーターの育成を図るとともに、住宅の耐震化や家具の転倒防止、福祉ベルの設置などを促進します。
- ◆災害時における対応力を高めるため、災害ボランティアセンターの設置に向けた取組を支援します。
- ◆大規模災害発生直後は、行政や防災救援機関からの支援が困難になると想定されます。災害による被害を最小限に抑えるため、日頃からの防災意識の向上とともに、自主防災会や防災ボランティアの活動を支援します。
- ◆災害などの緊急時に備え、避難場所の周知や避難行動要支援者の支援の必要性について啓発するとともに、地域の団体との連携・協力のもと、平常時・災害時における避難行動要支援者に対する支援体制の整備を図ります。また、民間社会福祉施設との間で協定を締結し、災害時に避難所等での生活が困難で特別な配慮を必要とする避難行動要支援者の受け入れを行う体制整備を進めます。
- ◆地域における防犯対策は、行政や警察といった公的機関のみで行うことに限界があります。「自分たちの地域は、自分たちで守る」という共通意識を持ち、日頃からの声掛け等により安心して生活できる環境づくりに取り組みます。
- ◆教育委員会と連携して、コミュニティスクール(学校運営協議会)による登下校時の見守り活動などを通じた「あいさつ運動」を展開します。また、青少年育成町民会議の青少年メッセージ・青少年体験事業・県下一斉街頭啓発等の事業により、郷土の未来を担う若い世代の育成を図ります。
- ◆社会を明るくする運動推進委員会・青少年育成町民会議の委員と協力して安全な町づくりの推進に努めるとともに、各学校区における通学路の安全確保の取組を促進します。
- ◆防犯協議会や警察などと連携し、住民の防犯意識を高め、犯罪を未然に防ぐための啓発活動の充実を図るとともに、街灯など防犯設備の充実に努めます。

## ■ 行動の指針 ■

一人ひとりができること (自助)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○日頃から各種制度に関する情報提供に関心を持つようにしたり、周囲との情報交換の機会を積極的に活用するなど、必要なサービスを適切に利用できるようにします。</li> <li>○あいさつ、声かけ運動を積極的に実施します。</li> <li>○要援護者の把握活動に協力します。</li> </ul>
地域でできること (共助)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○日頃から、各種制度に関する情報提供に努め、地域住民の情報交換の場や機会を積極的に設けるなど、必要なサービスが適切に利用できる環境づくりを整えるようにします。</li> </ul>
町が取り組むこと (公助)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○支援の声が届くよう、地域との連携を図り、全町的な視野から早期発見・早期対応のネットワークづくりを進めます。</li> <li>○様々な媒体や機会を利用しながら、各種福祉制度や人権等に関わる周知を図っていきます。</li> <li>○民生委員・児童委員等への各種研修の実施や、活動の手引を作成するなど、民生委員・児童委員等におけるニーズ把握活動を支援します。</li> <li>○誰もが安心かつ安全な日常生活を送ることができるよう支援していきます。</li> </ul>



# 第5章 計画推進のために

## 1 協働体制の確立

計画に基づく施策を推進していくためには、住民、ボランティア、社会福祉協議会、行政などがお互いに連携し、それぞれの役割を果たしながら一体となって、総合的、長期的な視点から各目標に取り組み、協力・協働して活動を推進することが重要です。

このため、次のような協働体制の確立を目指します。

### (1) 地域・住民の役割

地域の一人ひとりが福祉に対する意識や認識を高め、地域社会の構成員の一員であることの自覚をもち、地域福祉の担い手として自らボランティアなどの社会活動に積極的かつ主体的に参加し、ある時は隣近所と協力し、事業者からの情報、サービスの提供を受けながら目標に向かって取り組んでいくことが求められます。

### (2) 社会福祉協議会の役割

地域福祉を推進していくことを目的とする団体として設置されている社会福祉協議会は、地域の実情を把握し、住民とともに地域課題に取り組む組織です。串本町社会福祉協議会では、本計画と連携した地域福祉活動計画も策定されており、両計画は地域福祉の推進という同じ目的を持つものであり、その実現のためには密接な連携を図らなければなりません。

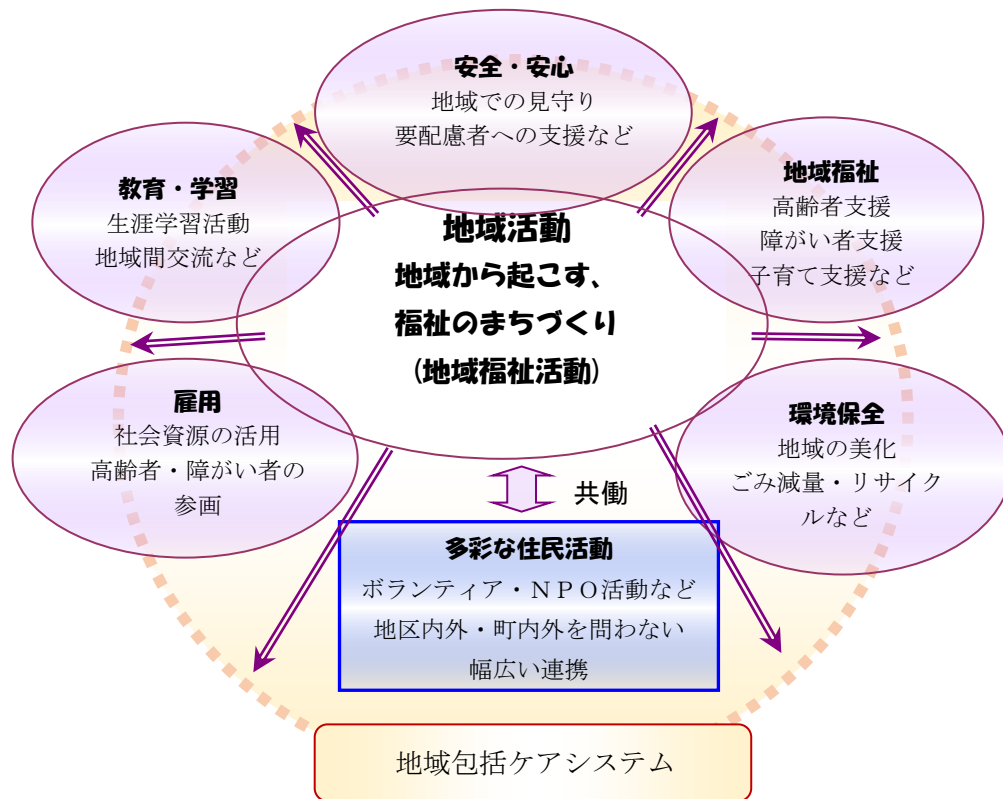
社会福祉協議会は、総合的な相談事業、ボランティア活動の推進、福祉意識の啓発、人材育成、小地域ネットワーク活動、地域の実情に応じたサービスや支援などを、今後、さらに地域に密着し活動を行っていくことが期待されており、「共助」のための福祉組織づくりを推進し、地域力の向上に寄与していくことが求められます。

### (3) 町の役割

地域福祉の推進にあたって、行政には住民の福祉の向上を目指して福祉施策を総合的に推進する「公助」としての責務があります。それを果たすために、地域福祉を推進する串本町社会福祉協議会や自治区、民生委員・児童委員、ボランティア団体などと相互に連携、協力を図るとともに、住民のニーズの把握と地域の特性に配慮した施策の推進に努めます。

さらに、地域福祉への住民参加を促進し、地域福祉活動拠点の整備に関する支援や情報提供の充実に努めます。

【「ともに生きる社会づくり（ソーシャル・インクルージョン）」概念図】



## 2 計画の点検・評価

計画を推進していくために、本計画の施策について、実施状況の点検や評価を行い、必要な場合は、取組内容の見直しを行っていきます。

また、本計画は地域の多様なニーズに幅広く対応するため各関係機関の連携が必要なことから、行政はその総合的な把握に努めるとともに、庁内各担当課は各施策の進捗状況を把握し、庁内関係部署と連携を図りながら、施策を推進します。

さらに、本計画の実施状況に係る情報を、広く住民に周知していくため、町広報誌やホームページ等、様々な媒体を活用してきめ細かな情報提供に努めます。







## **第2編 自殺対策計画**





# 第1章 計画策定にあたって

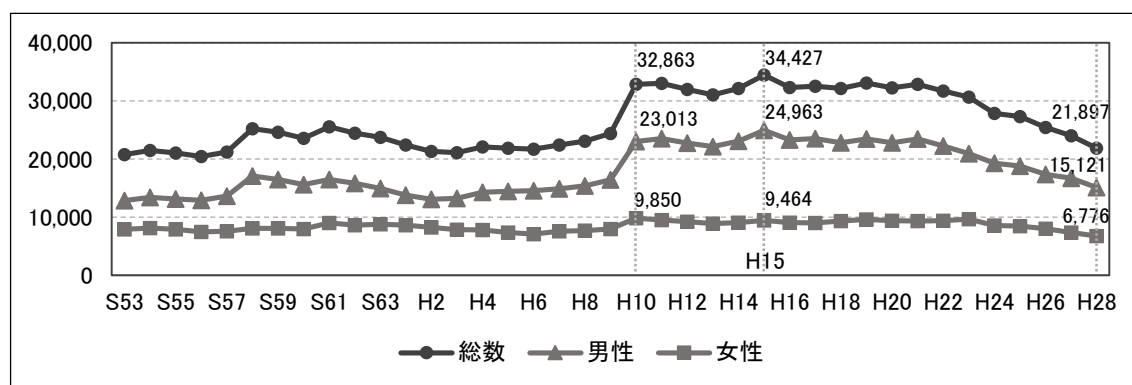
## 1 計画策定の趣旨

わが国の自殺対策は、平成18年に自殺対策基本法が制定されて以降、大きく前進しました。それまで個人の問題とされてきた自殺が社会の問題として広く認識されるようになり、国を挙げて自殺対策を総合的に推進した結果、自殺で亡くなる人数の年次推移は減少傾向にあるなど着実に成果をあげています。

しかし、それでも自殺者数は毎年2万人を超え、人口10万人あたりの自殺による死亡率も、主要先進7か国の中では最も高い水準にあり、非常事態はいまだ続いているといわざるを得ない状況です。

■自殺者数の推移

(単位：人)



出典：警察庁「自殺統計」

自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺に追い込まれるという危機は、他人事ではなく誰にでも起こり得る危機といえることから、自殺総合対策大綱では、過労、生活困窮、育児や介護の疲れ、いじめ、孤立等の生きることの阻害要因を減らし、自己肯定感、信頼できる人間関係の構築、危機回避能力等の生きることの促進要因を増やすことで、社会全体の自殺のリスクを低下させ、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」としています。

また、平成28年の自殺対策基本法の改正では、自殺対策に関する地域間の格差を解消し、誰もが「生きることの包括的な支援」として必要な支援を受けられることを狙いとして、すべての都道府県及び市町村において自殺対策計画を策定することが義務付けられました。

本町においては、「串本町自殺対策計画」（以下、「本計画」という。）を策定することで、総合的な自殺対策の取組方針等を示し、自殺対策にかかる事業を生きる支援施策とし、関係機関と連携を図りながら全庁的な取組を進め、誰も自殺に追い込まれることのないまちの実現を目指していきます。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、平成 28 年に改正された自殺対策基本法に基づき、国の定める自殺総合対策大綱の趣旨を踏まえ、同法第 13 条第 2 項に定める「市町村自殺対策計画」として策定するものです。

自殺を防ぐためには、様々な分野の施策や人々・組織が密接に連携する必要があります。そのため、本町では「第 2 次串本町長期総合計画」に基づき、「串本町地域福祉計画」、「和歌山県自殺対策計画」をはじめ、その他関連計画等と十分な整合の図られた計画とします。

## 3 計画の期間

本計画の計画期間は、2019 年度（平成 31 年度）から 2023 年度までの 5 年間とします。また、関連計画である「串本町健康増進計画」に規定する「こころの健康」に関する取組について、本計画と連携を図って、推進するものとします。

なお、法制度等の改正があった場合には見直しを行い、柔軟に対応していきます。



# 第2章 自殺に関する基本認識

## 1 国における自殺対策の経緯

わが国においては、平成18年の自殺対策基本法の成立以来、基本法に基づいた自殺総合対策大綱の策定、自殺総合対策推進センターによる地域の自殺対策の支援等、民間団体を含めた様々な対策が推進されています。

年 月	内 容
平成18年6月	・自殺対策基本法成立 ・自殺予防総合対策センター設置
平成19年4月 6月 9月	・内閣府自殺対策推進室設置 ・自殺総合対策大綱の閣議決定 ・初の「自殺予防週間」の実施
平成22年3月	・初の「自殺対策強化月間」の実施(睡眠キャンペーン等)
平成24年8月	・自殺総合対策大綱の見直し
平成28年3月 4月	・自殺対策基本法の一部を改正する法律の成立 ・自殺対策推進業務が厚生労働省に移管 ・自殺総合対策推進センターに改組
平成29年7月	・自殺総合対策大綱の見直し

## 2 自殺に関する基本認識

本町における自殺対策については、自殺総合対策大綱における、次に掲げる自殺に対する基本認識に基づいて取り組めます。

### (1) 自殺は誰にでも起こり得る身近な危機である

自殺は多くの人にとって、自分には関係がない「個人の問題」と捉えがちですが、一部の人や地域の問題ではなく、誰もが当事者となり得る可能性がある「誰にでも起こり得る身近な危機」であるということを認識する必要があります。

### (2) 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である

自殺は、その多くが様々な悩みが原因で心理的に追い詰められ、自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ってしまったり、社会の中での役割喪失感や、与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感から、危機的な状態にまで追い込まれた末の死であるということを認識する必要があります。

### **(3) 自殺は、その多くが防ぐことができる社会的な問題である**

自殺の背景や原因となる様々な要因のうち、失業、倒産、多重債務、長時間労働等の社会的要因については、制度の見直しや相談・支援体制の整備という社会的な取組により、また、健康問題や家庭問題等の一見個人の問題と思われる要因であっても、専門家への相談やうつ病等の治療を行うことにより、自殺は防ぐことができるということを認識する必要があります。

### **(4) 自殺を考えている人は、何らかのサインを発していることが多い**

死にたいと考えている人も、心の中では「生きたい」という気持ちとの間で激しく揺れ動いており、不眠や原因不明の体調不良等、自殺の危険を示すサインを発していることが多いとされています。周囲の人がこれらのサインに気づき、自殺予防につなげることが重要です。





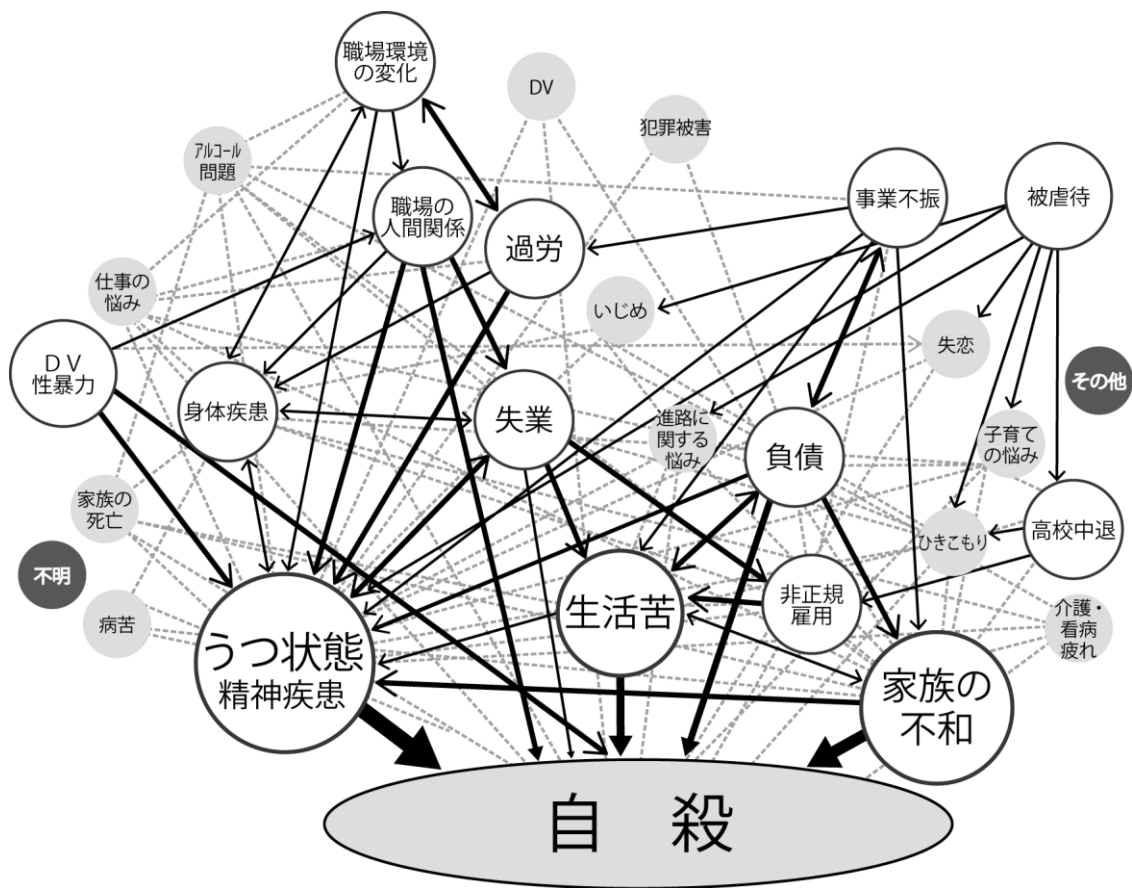
### 3 自殺の危機要因及び危機経路

次の図は、特定非営利活動法人 自殺対策支援センター ライフリンク実施「自殺実態1000人調査」からみえてきた「自殺の危機経路（自殺に至るプロセス）」です。

「自殺の危機経路」における丸印の大きさは、要因の発生頻度を表しています。丸印が大きいほど、自殺者にその要因が抱えられていた頻度が高いということです。また、矢印の太さは、要因と要因の連鎖の因果関係の強さを表しています。矢印が太いほど因果関係が強いことになります。

自殺の直接的な要因では「うつ状態」が最も大きくなっていますが、「うつ状態」になるまでには複数の要因が存在し、連鎖しています。

自殺で亡くなった方は「平均4つの要因」を抱えていたことがわかっています。特定非営利活動法人 自殺対策支援センター ライフリンク実施の調査では、「自殺の危機経路」以外にも、職業、年齢、性別等によって、自殺に至る要因の連鎖に特徴があることもわかってきています。



出典：特定非営利活動法人 自殺対策支援センター ライフリンク実施「自殺実態1000人調査」

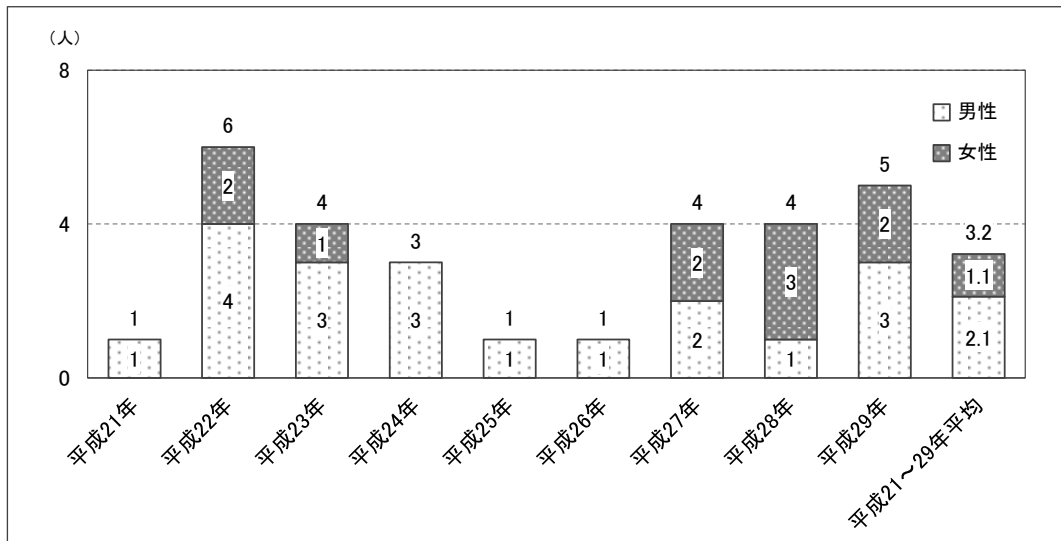
# 第3章 地域の特性と課題

## 1 町の自殺をめぐる現状

### (1) 自殺者と自殺死亡率の推移

平成21年から平成29年までの本町の年間自殺者数は、平均3人となっており、平成22年が6人と最も多くなっています。

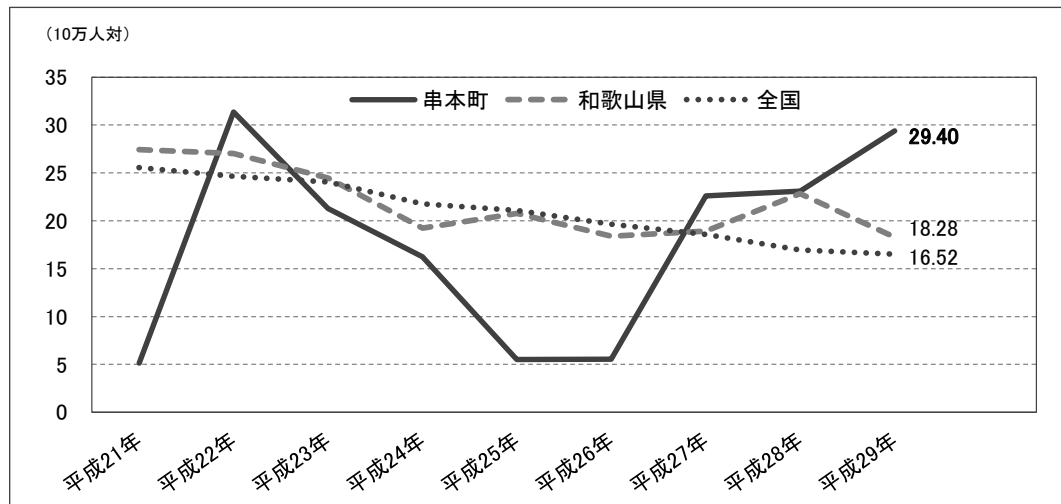
【串本町の自殺者数】



厚生労働省「自殺の統計：地域における自殺の基礎資料」

本町の人口10万人あたりの自殺死亡者数を表す自殺死亡率は、平成22年が最も高くなっており、平成22年から平成26年にかけて減少傾向となっています。しかし平成27年以降は再び増加となり、平成29年では自殺死亡率は29.40と高く、全国や和歌山県と比べおおむね高い率となっています。

【自殺死亡率の推移】



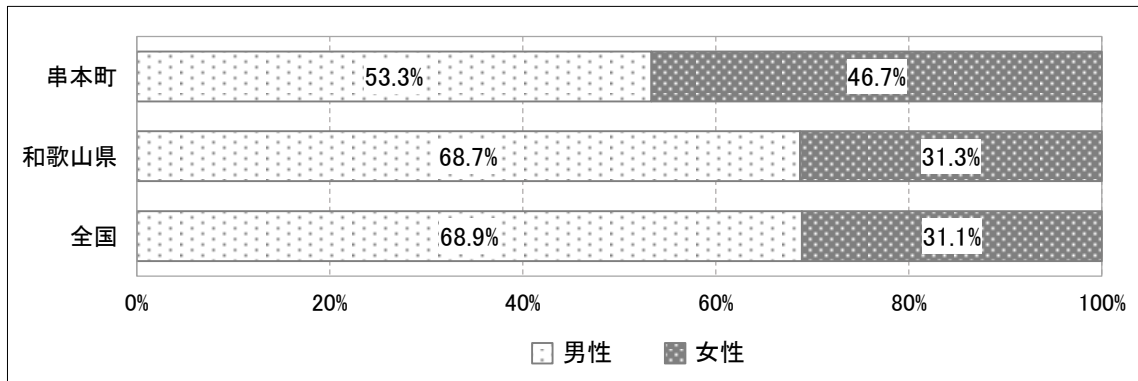
厚生労働省「自殺の統計：地域における自殺の基礎資料」

## (2) 性別自殺者数と割合

性別の自殺者数割合では、平成 25 年から平成 29 年の累計で見ると、男性は8人で 53.3%、女性は7人で 46.7%となっています。

全国（男性 68.9%、女性 31.1%）や和歌山県（男性 68.7%、女性 31.3%）と比較して、女性の割合が高くなっています。

【性別構成割合】



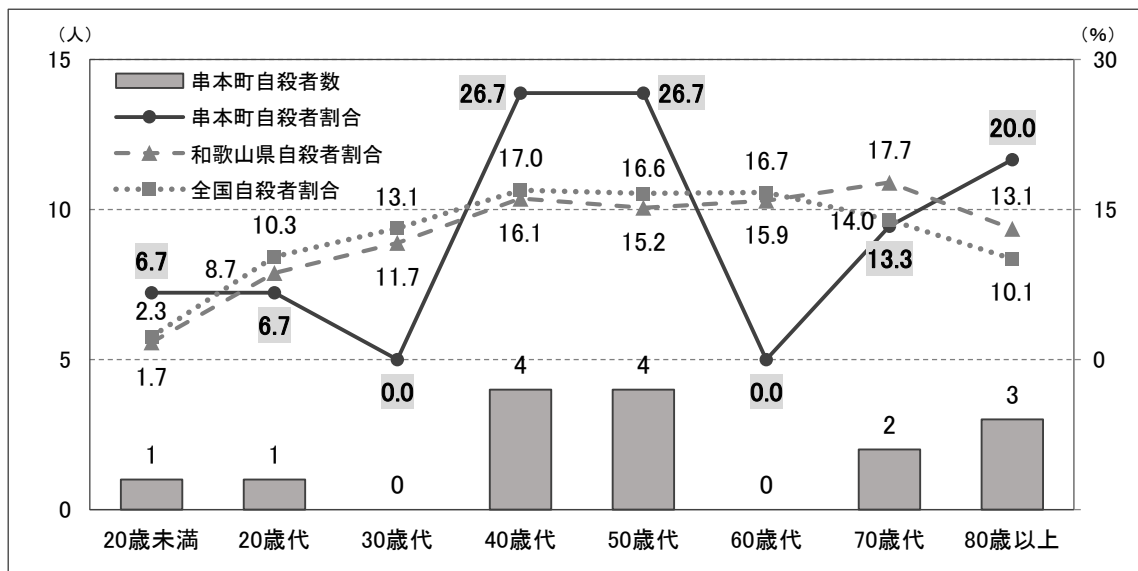
地域自殺実態プロフィール 2018

## (3) 年齢層別自殺者数と割合

年代別の自殺者数を平成 25 年から平成 29 年の累計で見ると、40 歳代から 50 歳代にかけて多く、70 歳代、80 歳以上もやや多くなっています。

また、自殺者数割合を全国や和歌山県と比較すると、自殺者数と同様に、40 歳代から 50 歳代にかけて高く、また、80 歳以上がやや高くなっています。

【性別・年齢層別自殺死亡割合】

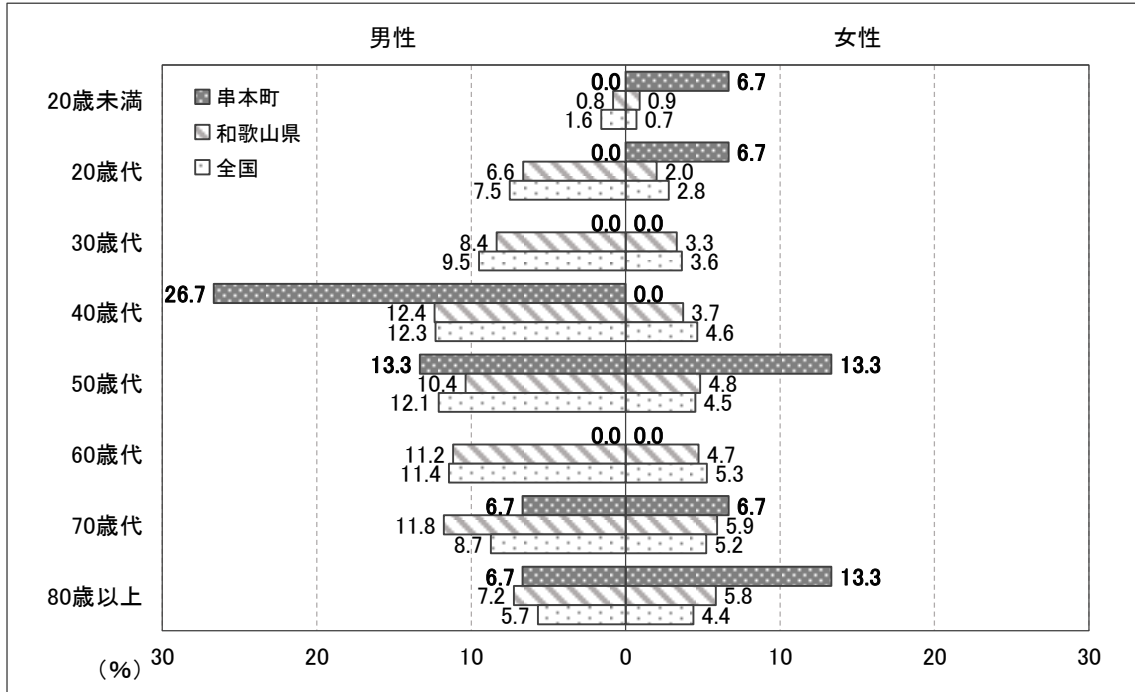


地域自殺実態プロフィール 2018

男性の自殺者数割合は、全国及び和歌山県と比較すると、自殺者は40歳代に集中しており、また、50歳代がやや高く、70歳代、80歳代がやや低くなっています。

女性の自殺者数割合は、全国及び和歌山県と比較すると、自殺者は50歳代、80歳代が高くなっており、20歳未満、20歳代もやや高くなっています。

【性別・年齢層別自殺死亡割合】

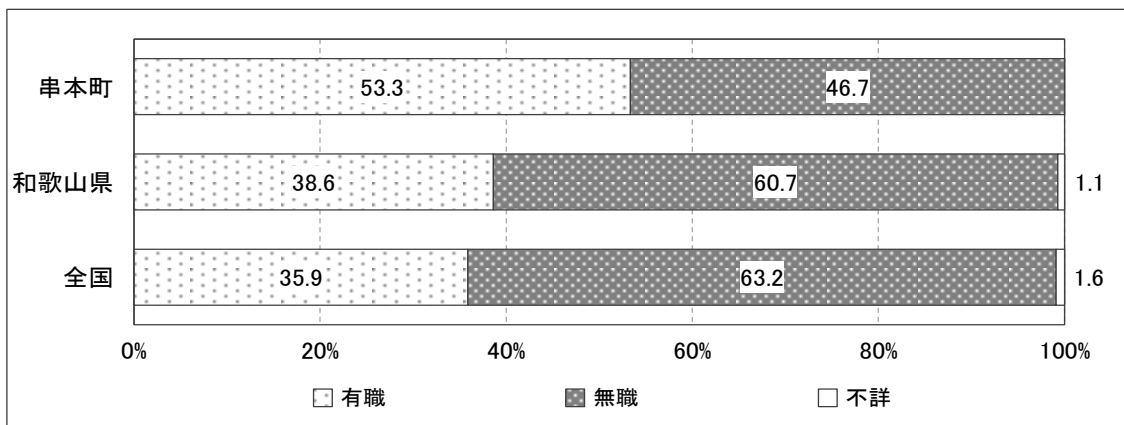


地域自殺実態プロフィール 2018

#### (4) 職業別の特徴

職業別の自殺者数割合では、平成24年から平成28年までの累計で見ると、有職の割合が全国及び和歌山県と比較して高く、無職はやや低くなっています。

【職業別割合】

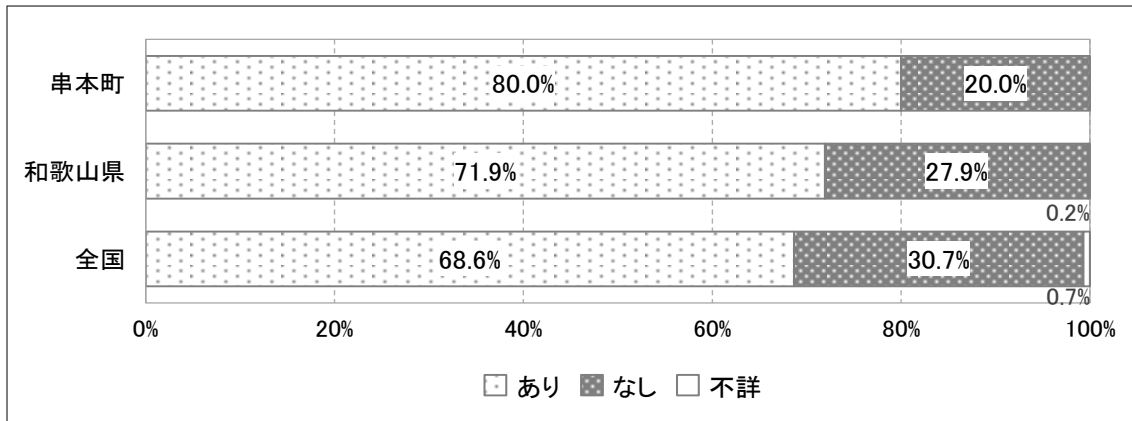


地域自殺実態プロフィール 2018

### (5) 同居人の有無

自殺者における同居人の有無について、平成25年から平成29年の累計で見ると、全国及び和歌山県と比較して、同居人なしが約10%低くなっています。

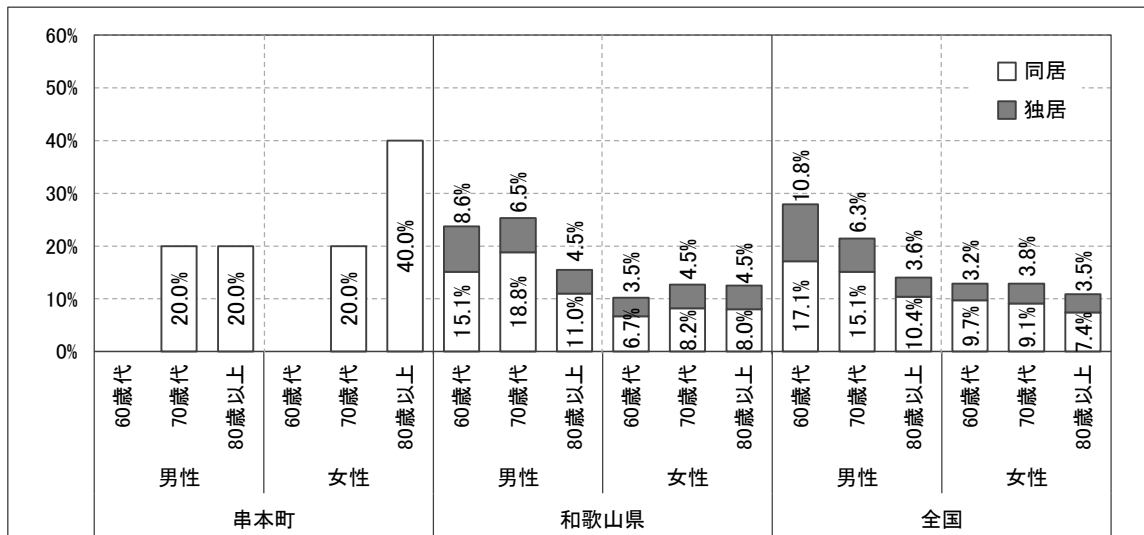
【同居人の有無割合】



地域自殺実態プロフィール 2018

また、高齢者の同居人の有無についてみると、同居あり男性70歳代、80歳以上で20.0%となっており、また、同居あり女性についても70歳代が20.0%、80歳以上が40.0%と高くなっています。

【同居人の有無割合(高齢者)】

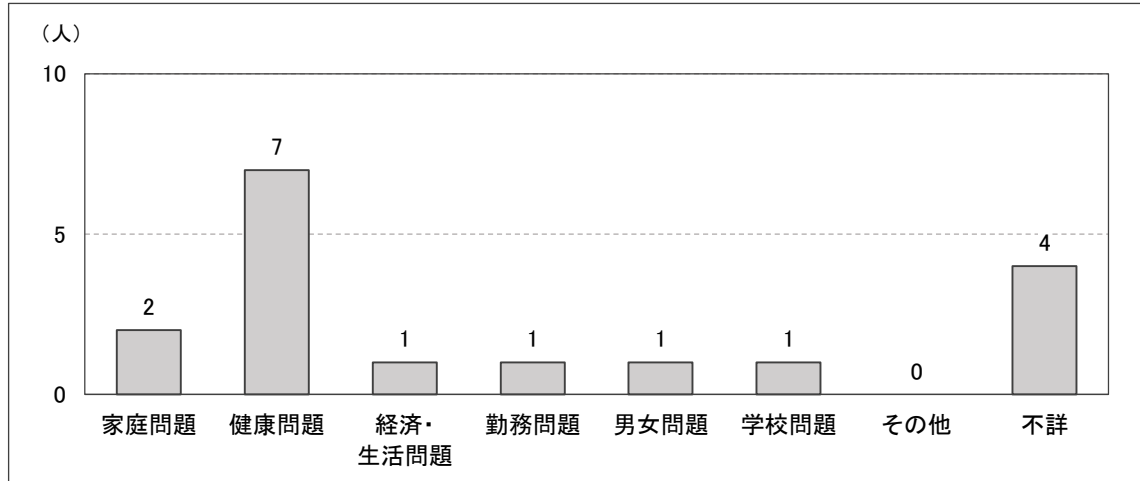


地域自殺実態プロフィール 2018

## (6) 自殺の原因・動機の特徴

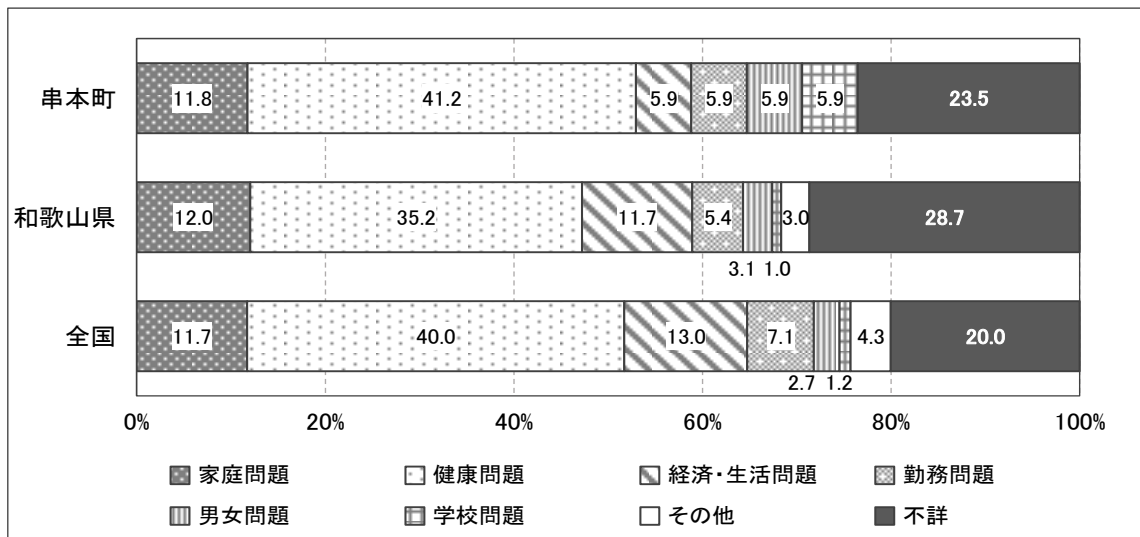
自殺の原因・動機について、平成25年から平成29年の累計で見ると、健康問題が一番多く、次いで家庭問題が多くなっています。

【自殺の原因・動機割合】



また、自殺の原因・動機について、平成25年から平成29年の累計の割合で見ると、全国及び和歌山県と比較して、経済・生活問題が低くなっています。また、健康問題については全国と同程度ですが、和歌山県との比較では高くなっています。

【自殺の原因・動機割合の比較】



厚生労働省「自殺の統計：地域における自殺の基礎資料」  
 ※原因・動機は3つ計上可能なため、自殺者数とは一致しない。

## (7) 主な自殺の実態

本町の「地域自殺実態プロファイル」に基づく平成25年から平成29年の主な自殺者実態が、下記の表になります。

性別・年代・職業・同居人の有無に基づき、こういった背景を持つ自殺者が多いのかを示しています。「背景にある主な自殺の危機経路」については、この区分に該当する方々の自殺の危機経路として考えられるものを例として示したものです。

【地域の主な自殺の特徴(特別集計(自殺日・住居地、H25～29 合計))】

上位5区分	自殺者数 5年計	割合	自殺率 (10万対)	背景にある主な自殺の危機経路
1位:男性 40～59歳有職同居	3人	20.0%	45.3	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
2位:女性 60歳以上無職同居	3人	20.0%	21.2	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
3位:男性 40～59歳無職独居	2人	13.3%	723.4	失業→生活苦→借金→うつ状態→自殺
4位:男性 40～59歳有職独居	1人	6.7%	76.7	配置転換(昇進/降格含む)→過労+仕事の失敗→うつ状態+アルコール依存→自殺
5位:女性 20～39歳有職同居	1人	6.7%	38.3	離婚の悩み→非正規雇用→生活苦+子育ての悩み→うつ状態→自殺

地域自殺実態プロファイル 2018



## 2 住民の意識

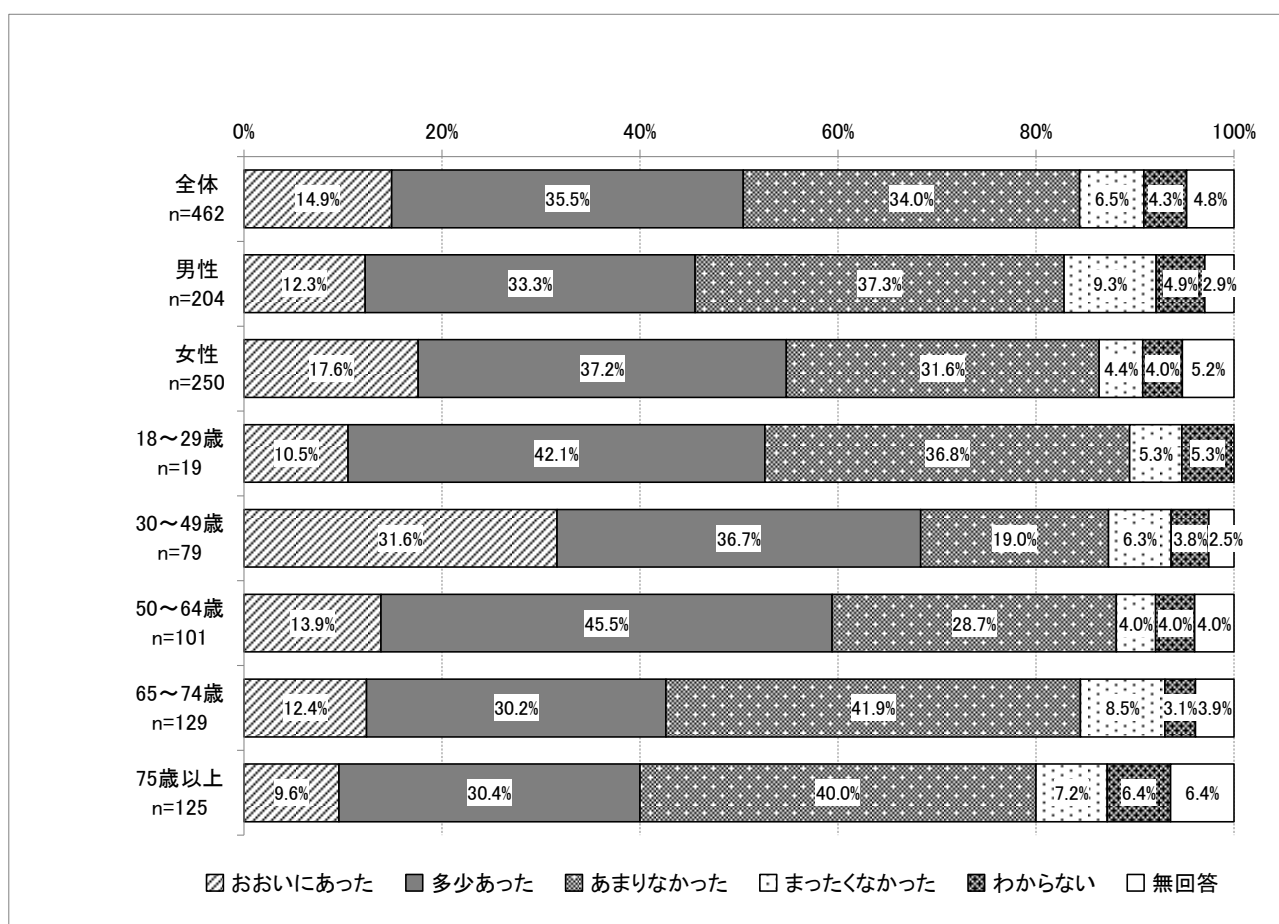
### (1) ストレスの感じ方

この1か月の間、不満、悩み、苦勞、ストレスなどを感じたことがあるかについては、「多少あった」が35.5%と最も高く、次いで、「あまりなかった」が34.0%、「おおいにあった」が14.9%、「まったくなかった」が6.5%、「わからない」が4.3%等となっています。また、「おおいにあった」と「多少あった」をあわせた「ストレスなどを感じたことがあった」でみると、50.4%となっています。

性別で「ストレスなどを感じたことがあった」をみると、女性（54.8%）が男性（45.6%）を上回っています。

年齢別で「ストレスなどを感じたことがあった」をみると、30～49歳が68.3%と最も高く、次いで、50～64歳が59.4%、18～29歳が52.6%、65～74歳が42.6%、75歳以上が40.0%となっています。また、「おおいにあった」では30～49歳が31.6%と他の年代と比較して特に高くなっています。

【ストレスの感じ方】





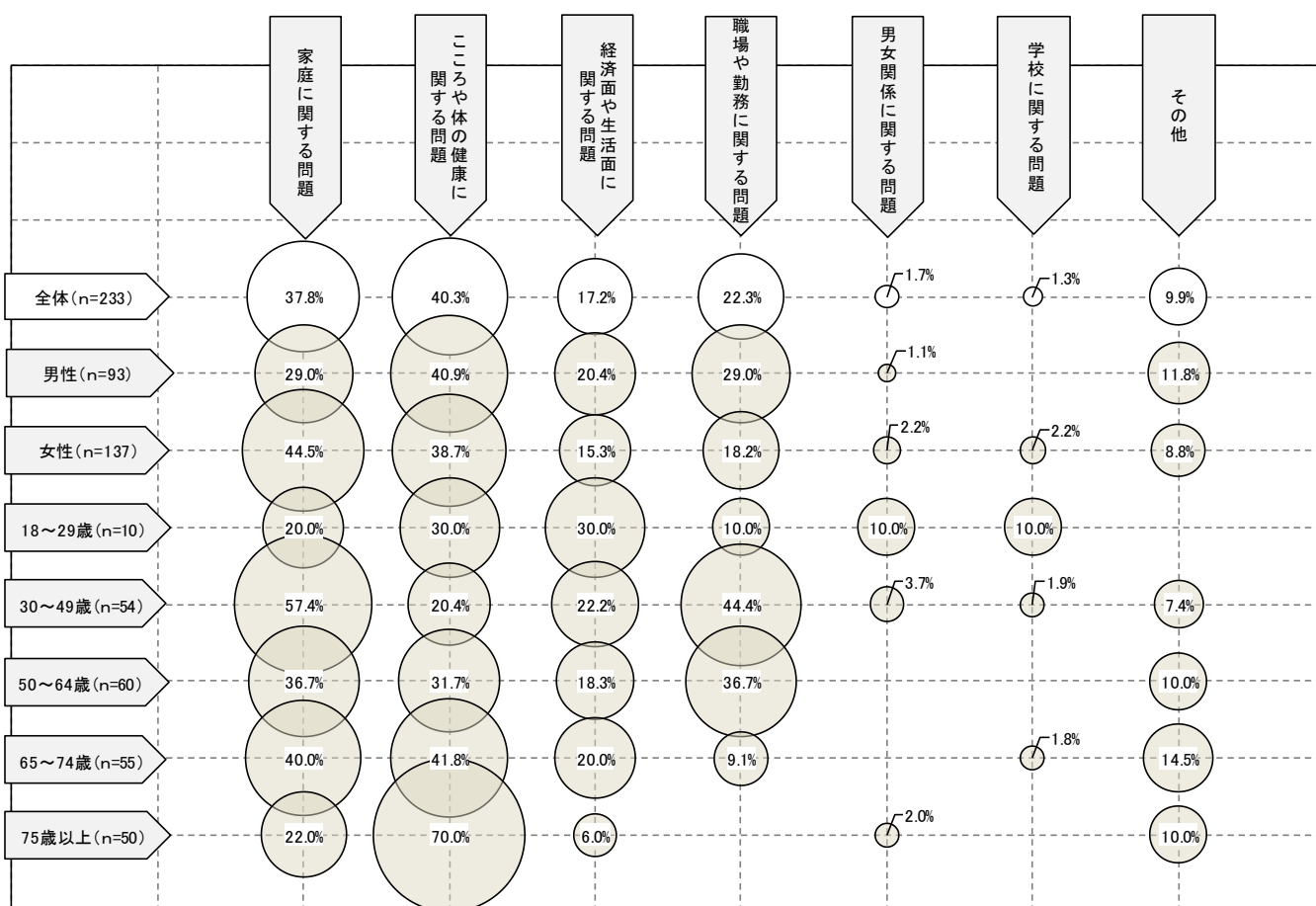
## (2) 不満、悩み、苦労、ストレスなどを感じた理由

「ストレスなどを感じたことがあった」方について不満、悩み、苦労、ストレスなどを感じた理由を聞いたところ、「こころや体の健康に関する問題」が40.3%と最も高く、次いで、「家庭に関する問題」が37.8%、「職場や勤務に関する問題」が22.3%、「経済面や生活面に関する問題」が17.2%、「その他」が9.9%等となっています。

性別でみると、男性では「こころや体の健康に関する問題」が最も高く、女性では「家庭に関する問題」が最も高くなっています。そのほか、「職場や勤務に関する問題」では男性(29.0%)が女性(18.2%)を大きく上回っています。

年齢別でみると、18～29歳、65歳以上では「こころや体の健康に関する問題」が最も高く(18～29歳では「経済面や生活面に関する問題」も同率で第1位)、30～64歳では「家庭に関する問題」が最も高くなっています(50～64歳では「職場や勤務に関する問題」も同率で第1位)。

【ストレスなどを感じた理由】



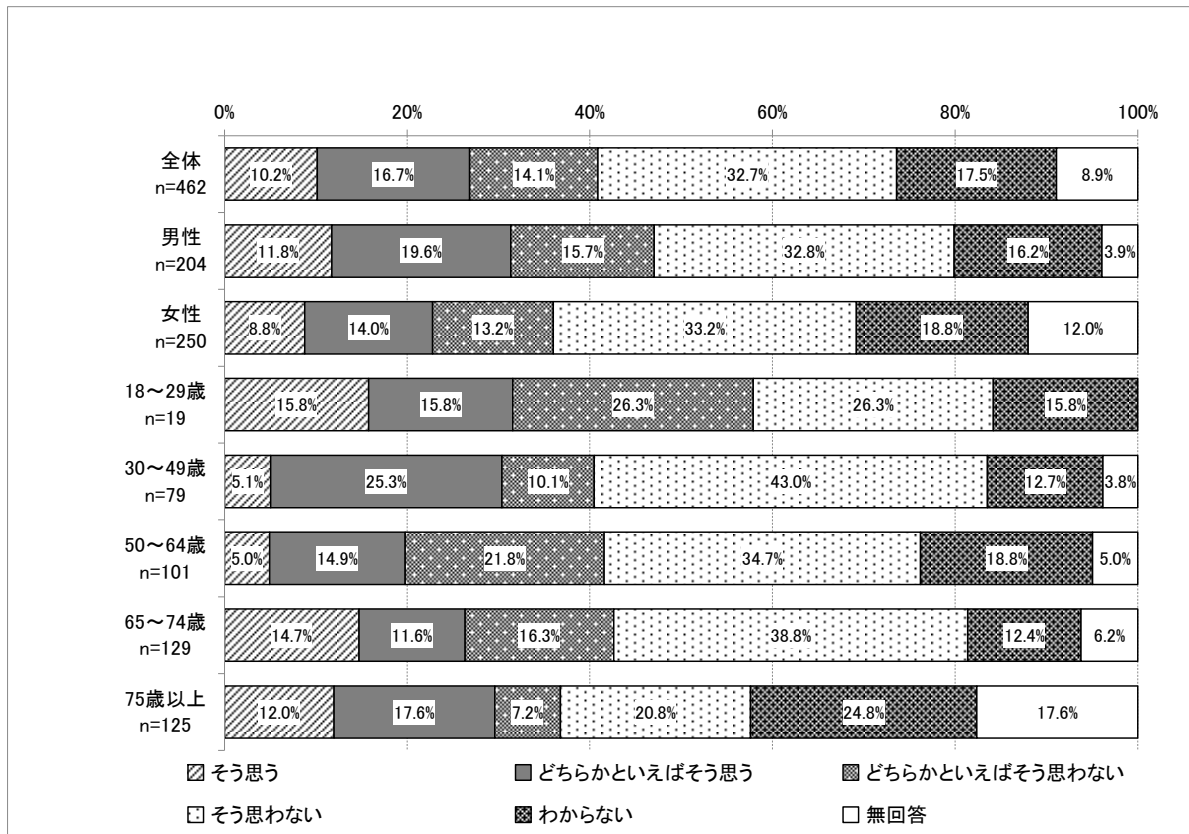
### (3) 自殺対策は自分自身に関わる問題だと思うか

自殺対策は自分自身に関わる問題だと思うかについては、「そう思わない」が32.7%と最も高く、次いで、「わからない」が17.5%、「どちらかといえばそう思う」が16.7%、「どちらかといえばそう思わない」が14.1%、「そう思う」が10.2%となっています。また、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」をあわせた「自殺対策は自分自身に関わる問題だと思う」でみると、26.9%となっています。

性別で「自殺対策は自分自身に関わる問題だと思う」をみると、男性(31.4%)が女性(22.8%)を上回っています。

年齢別で「自殺対策は自分自身に関わる問題だと思う」をみると、18～29歳が31.6%と最も高く、次いで、30～49歳が30.4%、75歳以上が29.6%、65～74歳が26.3%、50～64歳が19.9%となっています。

【自殺対策は自分自身に関わる問題だと思うか】



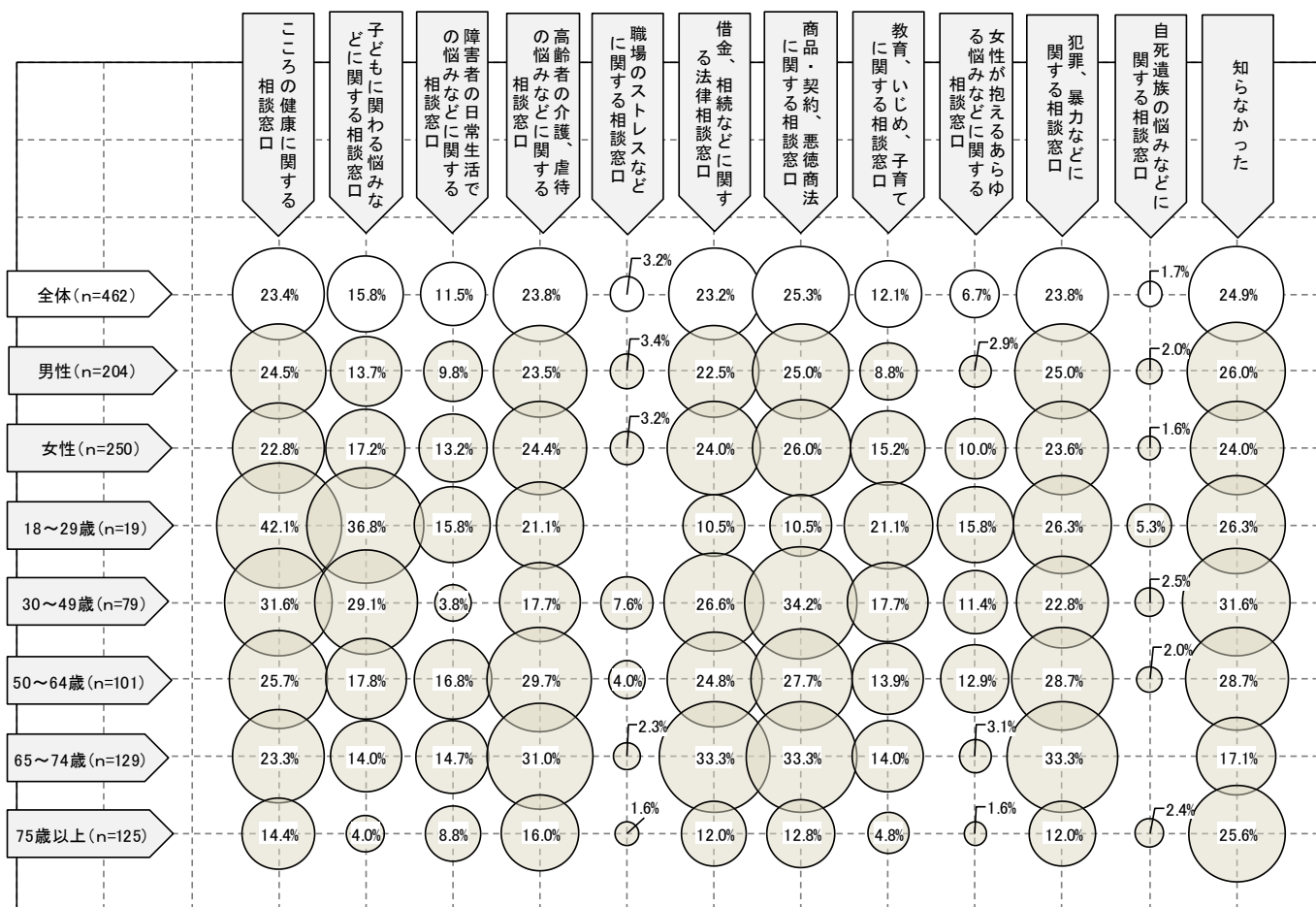
### (4) 悩みの相談窓口で知っているもの

悩みを相談できる窓口で、知っている窓口については、「商品・契約、悪徳商法に関する相談窓口」が25.3%と最も高く、次いで、「知らなかった」が24.9%、「高齢者の介護、虐待の悩みなどに関する相談窓口」と「犯罪、暴力などに関する相談窓口」が23.8%、「こころの健康に関する相談窓口」が23.4%等となっています。

性別でみると、男性では「知らなかった」が最も高く、女性では「商品・契約、悪徳商法に関する相談窓口」が最も高くなっています。

年齢別でみると、18～29歳では「こころの健康に関する相談窓口」が最も高く、30～49歳では「商品・契約、悪徳商法に関する相談窓口」、50～64歳では「高齢者の介護、虐待の悩みなどに関する相談窓口」、65～74歳では「借金、相続などに関する法律相談窓口」と「商品・契約、悪徳商法に関する相談窓口」、「犯罪、暴力などに関する相談窓口」、75歳以上では「知らなかった」が最も高くなっています。

【悩みの相談窓口で知っているもの】

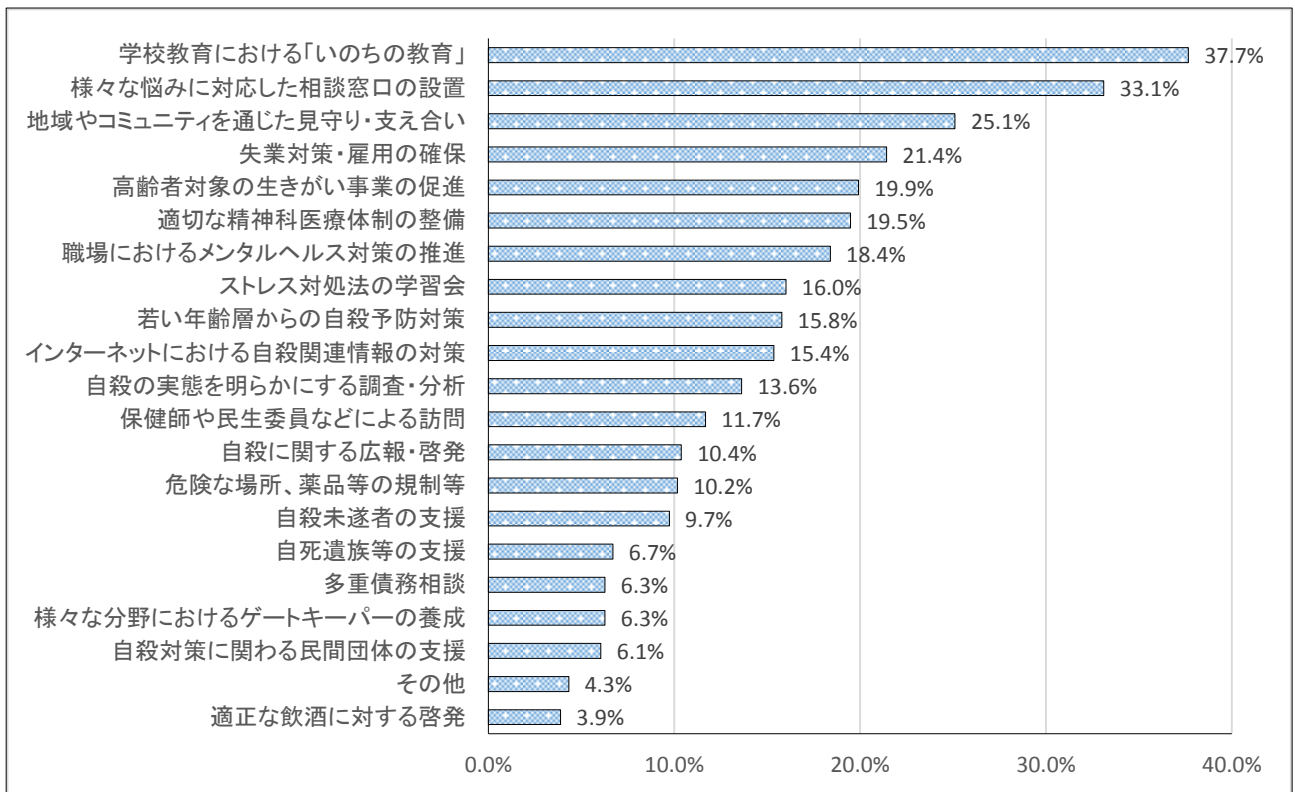


## (5) これからの自殺対策で大切なもの

これからの自殺対策として大切なものはどのようなことだと思うかについては、「学校教育における「いのちの教育」」が37.7%と最も高く、次いで、「様々な悩みに対応した相談窓口の設置」が33.1%、「地域やコミュニティを通じた見守り・支え合い」が25.1%、「失業対策・雇用の確保」が21.4%、「高齢者対象の生きがい事業の促進」が19.9%等となっています。

### 【これからの自殺対策で大切なもの】

- 「学校教育における「いのちの教育」」 37.7%
- 「様々な悩みに対応した相談窓口の設置」 33.1%
- 「地域やコミュニティを通じた見守り・支え合い」 25.1%
- 「失業対策・雇用の確保」 21.4%
- 「高齢者対象の生きがい事業の促進」 19.9%



# 第4章 計画の基本方針と基本目標

## 1 計画の基本方針

自殺に対する基本認識を踏まえ、自殺総合対策大綱により示された5つの基本方針に沿った、総合的な自殺対策を推進します。

### (1) 生きることの包括的な支援

自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、その多くが防ぐことができる社会的な問題であるとの基本認識の下、自殺対策を生きることの包括的な支援として、生きる支援に関する地域のあらゆる取組を総動員し、社会全体の自殺リスクを低下させるとともに、一人ひとりの生活を守るという姿勢で展開するものとします。

また、個人においても地域においても、自殺に対する保護要因となる自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の生きることの促進要因を、自殺のリスク要因となる失業や多重債務、生活苦等の生きることの阻害要因が上回ったときに自殺リスクが高まります。

そのため、生きることの阻害要因を減らす取組に加えて、生きることの促進要因を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる方向で自殺対策を生きることの包括的な支援として推進します。

### (2) 関連施策との有機的な連携の強化

自殺に追い込まれようとしている方が安心して生きることができるよう、様々な分野の施策、人々や組織が密接に連携し、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組を実施します。

自殺の要因となり得る生活困窮、虐待、性暴力被害、ひきこもり等、関連の分野においても、現場の実践的な活動を通じた連携の取組が展開されていることから、連携の効果を更に高めるため、多様な分野の生きる支援にあたる方々がそれぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有します。

### (3) 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動

対人支援のレベル、地域連携のレベル、社会制度のレベル等、対応の段階に応じたレベルごとの対策を強力に、かつ効果的に連動させ、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で自殺対策を推進します。

また、時系列的な対応としては、自殺の危険性が低い段階における啓発等の「事前対応」と、現に起こりつつある自殺発生の危険に介入する「危機対応」、自殺や自殺未遂が生じてしまった場合等における「事後対応」の、それぞれの段階において効果的な施策を講じます。

加えて、自殺の事前対応の更に前段階での取組として、幼児期からの切れ目ない子育て支

援や学童期、思春期における子どもへの主体性、自己肯定感を高める関わりを推進する取組を実施します。

#### (4) 実践と啓発を両輪とした推進

自殺に追い込まれるという危機は誰にでも起こり得る危機ですが、危機に陥った方の心情や背景が理解されにくく、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、地域全体の共通認識となるように積極的に普及・啓発を行います。

住民一人ひとりが、身近にいるかもしれない自殺を考えている方が発している、不眠や原因不明の体調不良等の自殺のリスクを示すサインに早く気づき、精神科医等の専門家につなぎ、心に寄り添っていけるよう、広報活動、教育活動等の取組を推進します。

#### (5) 関係機関の役割の明確化と連携・協働の推進

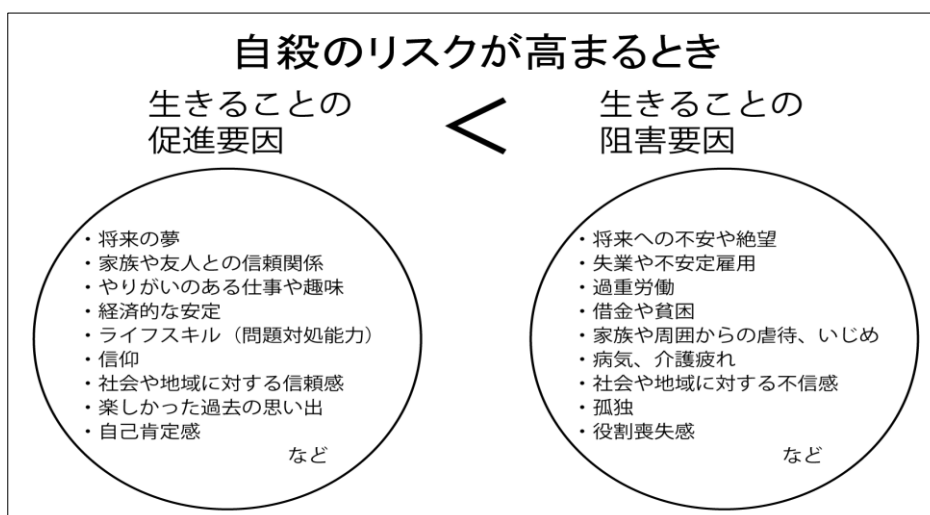
自殺対策が、最大限その効果を発揮して「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、行政をはじめ、関係団体、民間団体、企業、住民等が連携・協働しながら、社会全体でセーフティネットとなる自殺対策を推進することが必要です。

そのため、それぞれが主体性を持って生きることの包括的な支援に取り組み、相互の連携・協働の仕組みを構築します。

##### ●自殺のリスクが高まる時

生きることの促進要因を阻害要因が上回ったときに、自殺のリスクが高まるといわれています。

私たちは、悩みや問題を自分一人で抱え込まずに、周りの人に頼ることをはずかしがらずに、下の図の“<”が逆に向くように心がけて、毎日を過ごしていく必要があります。



出典：特定非営利活動法人 自殺対策支援センター ライフリンク

## 2 計画の基本目標

自殺総合対策大綱では、2026年までに、平成27（2015）年と比べて人口10万人あたりの自殺死亡者数を表す自殺死亡率（18.5）を30%以上減少させ、先進諸国の水準まで減少（13.0以下にする）させることを目標としています。

和歌山県の「自殺対策計画」では、国の目標を踏まえ、平成24年～28年の5年間の平均自殺死亡率（19.6）を2027年までの10年間で30%減少させる（13.7以下）こととし、2022年に自殺死亡率を16.4以下とすることを計画の目標としています。

本町においては、平成21～29年（2009～2017年）の平均自殺死亡者数である3.2人に対し、計画目標年である2023年の自殺者数を0人とすることを目標とします。

【本町の数値目標】

	平成21～29年 (2009～2017年) 【平均値】	2023年
自殺死亡者数	3.2人	0人

## 3 計画の目指す姿

**こころのつながりを広げ**

**誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す**

## 4 施策の体系

基本目標の実現を目指した施策の体系を、次のとおり設定します。

目指す姿	施策の柱	施策
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;"> <b>こころのつながりを広げ 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す</b> </p>	<p><b>1. 住民への啓発と周知</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 相談窓口の設置と正しい知識の普及</li> <li>(2) 実態の把握と施策への活用</li> <li>(3) 関係機関との連携・交流</li> </ul>
	<p><b>2. 生きることの促進要因への支援</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 暮らしにおける対応</li> <li>(2) 病院における対応</li> <li>(3) 交流・学びの場の提供</li> <li>(4) 多様な支援</li> <li>(5) 母子への支援</li> <li>(6) 自殺未遂者・自死遺族への支援</li> <li>(7) 就労支援</li> </ul>
	<p><b>3. 自殺対策を支える人材育成の強化</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) ゲートキーパーの養成</li> <li>(2) 職員の資質向上</li> </ul>
	<p><b>4. 子ども・若者への自殺対策</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 児童・生徒への対応</li> <li>(2) 虐待の防止</li> </ul>
	<p><b>5. 自殺対策におけるネットワークの強化</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 関係機関の連携</li> <li>(2) 人材のネットワーク形成</li> </ul>



# 第5章 本町の自殺対策

## 1 住民への啓発と周知

講座や教室などを通じて、正しい知識の普及に努めるとともに、各種相談窓口をわかりやすく発信することで社会全体の自殺リスクを低下させます。

### (1) 相談窓口の設置と正しい知識の普及

- ◆町における相談窓口を設置し、住民が利用しやすい環境を整備します。また、支援者向けの研修等を開催し家族に対して適切な支援ができる体制づくりに努めます。
- ◆町広報誌や、リーフレット、ポスターの掲示など自殺に関連する事象等について啓発を推進していきます。また、町の行事などあらゆる機会をとらえて正しい知識を普及していきます。
- ◆精神疾患やうつ病等についての相談窓口を設置し、継続的なかわりや相談ができるよう体制を整備します。関係機関と連携し、支援内容について定期的に協議します。
- ◆町広報誌に適正飲酒について掲載するとともに、アルコール問題について啓発を行います。
- ◆職員がさまざまな教室等の会場に出向き、こころの健康や自殺防止に係る講座を設けます。
- ◆医師会と連携し、各種検診の受診促進や健康づくり事業の普及・啓発を行います。
- ◆各種健康相談、家庭訪問、がん検診等を実施し、家庭や地域における健康づくりを支援します。

### (2) 実態の把握と施策への活用

- ◆県等から提供されたデータ等に基づき、自殺の実態把握を行います。また、これらのデータの把握・整理・分析により、実態に即した各種施策の実施等に活用します。

### (3) 関係機関との連携・交流

- ◆健康に関するボランティアグループ等の活動を支援し、地域・家庭・職場における健康づくりを推進します。
- ◆地域の関係機関等と連携・協働し、アルコール依存症等に関する問題を抱える方、又はその家族等への相談を実施します。特定健康診査結果説明会で、多量飲酒者への指導、助言を行います。
- ◆町内精神科、心療内科等の医療機関と連携し、精神保健に関する相談を実施します。
- ◆子ども会活動や社会教育施設の利用を促進し、子育て世代や高齢者等の交流の場の提供に努め、ストレス解消、リフレッシュのための支援を行います。

◆「住民への啓発と周知」における基準

評価基準
自殺対策講演会の開催
自殺対策週間の周知
ゲートキーパーによる自殺予防街頭キャンペーンの実施
こころの悩みや病気にかかる相談窓口の広報



(出典) 平成 29 年自殺対策月間チラシ

## 2 生きることの促進要因への支援

自殺は、その多くが防ぐことができる社会的な問題であることを踏まえ、生きることの阻害要因を減らし、生きることの促進要因を増やす取組を行い、自殺リスクを低下させます。

### (1) 暮らしにおける対応

- ◆家計に問題を抱える生活困窮者の家計相談時に、新宮保健所串本支所の生活相談員につないでいきます。
- ◆住民と接する各種申請、手続き、支払い等において、経済的困難を抱えている状況が想定される場合は、「生きるための包括的な支援」のきっかけと捉え、減免や軽減制度の検討や支払い計画の立案、各種相談、貸付、自立支援相談事業等へつなげます。

### (2) 病院における対応

- ◆病院は、受診者に対して心身の状態のほか生活状況を把握し、アセスメントします。また、症状等に応じて、かかりつけ医や精神科医等と連携をします。
- ◆上記の者のうち、ハイリスクな要因を持つ者については、各福祉分野とも協力し治療の状況や生活状況を把握します。

### (3) 交流・学びの場の提供

- ◆社会教育施設の利用を促進するとともに、公民館等において、趣味、健康づくり、教養等多岐にわたる講座を開催し、交流の場・学びの場を提供します。
- ◆串本町文化センターにおいて各種講座や教室を開催するとともに、公民館各支館で地域に根差した取組を行い、住民の交流の場・学びの場を提供します。
- ◆高齢者を対象としたスポーツ大会(グラウンドゴルフ大会・ゲートボール大会・寿野球大会)を開催し、高齢者の地域での仲間づくりを促進します。
- ◆老人クラブ活動を支援するほか、高齢者の居場所づくり、ストレス解消、リフレッシュの場を提供します。
- ◆高齢者等の生きがいづくりや健康づくり、社会参加、閉じこもり防止を目的に開催する「ふれあい・いきいきサロン」の活動を支援します。
- ◆子ども会活動を通じて、子ども・保護者同士の親睦・交流を図り、いじめのない信頼関係の構築を図ります。

### (4) 多様な支援

- ◆医療、保健、福祉等の支援が必要な人に対し、関連のある施策等を案内し、適切な精神保健医療福祉サービスが利用できるように支援します。
- ◆うつ病の早期発見・治療につながるよう、健診等あらゆる機会を通じて適切な情報提供、必要に応じた支援を行います。
- ◆ひとり親家庭医療費助成制度により、入院・通院医療費自己負担額を助成します。
- ◆被虐待者、被DV者に対して、状況のアセスメントを行い、児童相談所や関係機関と連携を

取りながら、必要となる見守り体制、支援を行っていきます。

- ◆精神障害者保健福祉手帳所持者で、一定の条件に該当する方の保険診療による入院・通院医療費自己負担額を助成します。
- ◆各学校において、人権週間に、いじめ防止に係る啓発を行います。
- ◆性的マイノリティに関し、串本町男女共同参画基本計画に盛り込み、意識啓発を図るとともに、人権尊重の観点から人権教育や人権啓発を推進します。

## (5) 母子への支援

- ◆母子健康手帳の交付を受ける人に対し、ハイリスク者については個別支援計画を立案し、妊娠・出産に至るまでの生活環境等についてアセスメントを行います。
- ◆上記の聞き取りをした者のうち、妊娠・出産について支援が必要な者に対して、定期的に生活状況の確認をします。また、必要に応じて要保護児童対策協議会にて協議を行い支援体制を強化します。
- ◆出生から生後4か月までの乳児のいる全家庭に対する訪問時にハイリスクな要因を持つ者に対して、定期的に生活状況を確認します。
- ◆乳幼児健診を受診する親子に対して、健診受診時に、健診用問診票を用いて、子どもの発育発達状況及び親の育児の状況や生活状況についてアセスメントを行います。
- ◆上記の受診をした者のうち、子どもの発育・発達上の問題や親の病気などハイリスクな要因を持つ者について、子育て世代包括支援センターがこども未来課や子育て支援センター等の関係機関と連携して、定期的に生活状況の確認をします。
- ◆妊娠届出時において、配偶者がいない家庭を把握し、ハイリスクで支援が必要と判断されたケースについて個別支援計画を作成します。計画立案後、定期的に訪問・電話相談などを行い、継続した支援体制を整えます。
- ◆医療機関で実施する産婦健康診査において、エジンバラ産後うつ病質問票による産婦の健康状態の把握や産後うつの早期発見に努め、医療機関と連携し支援を行います。
- ◆乳幼児健診時に発達障がい疑われる児とその保護者に対し、児の発達確認や関わり方の助言・相談を行います。また、療育に関わる関係機関と連携をとり、適切に対応します。
- ◆育児ストレスや生活困窮など家庭支援が必要と思われる、園児、保護者に対し、園と連携を取り、情報共有を行いながら、見守りを行っていきます。必要であれば児童相談所にも情報提供を行い、必要な支援を行っていきます。
- ◆児童扶養手当やひとり親家庭アシスト事業等の案内及び手続きを行い、ひとり親家庭を支援します。
- ◆ポスター掲示やチラシ配布による街頭啓発を通して、児童相談所全国共通ダイヤルの周知を図ります。
- ◆子育て支援センターでの教室や親子が気軽に集える場を提供するとともに、子育て全般に関する専門的な支援を行います。また、子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期から継続したかわりをもち、保護者との信頼関係を構築し、相談しやすい場として機能していくよう努めます。

## (6) 自殺未遂者・自死遺族への支援

- ◆自殺未遂者に対しては、継続的にかつ適切に介入する必要があります。自殺未遂者の深刻化している自殺のリスク要因の解決に向けたケアマネジメントを実施していくため、医療機関等との連絡調整に取り組みます。
- ◆自殺未遂者の再企図防止には、家族や身近な人の支援が重要です。しかし、自殺未遂はその家族や身近な人々の心身にも影響を与えることから、県精神保健福祉センター等の専門機関と連携し、その家族や身近な人々を支えるための相談支援体制を構築します。
- ◆自殺した家族に扶養されていた人が生活困窮に陥ってしまうことや、その世帯の生活困窮問題は残ったままなど、自殺に至った要因は、本人だけでなく世帯の問題であったり、また、自殺によってその世帯に新たな問題が発生することもあります。自殺者の親族等に対しても、自殺に至るリスク要因を有するケースとして、多制度・多職種により包括的支援を適切に行っていきます。
- ◆県精神保健福祉センターが定期的開催、支援をしている自死遺族の会の紹介や、窓口の周知も行っていきます。
- ◆自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐため、保健師等により自殺未遂者及びその家族等に対する相談体制を充実するとともに、医療機関等との連携体制を整えます。
- ◆自死遺族の相談体制を整備するため和歌山県精神保健センターと連携し、自死遺族の会の紹介や、町の支援体制について協議を進めていきます。

## (7) 就労支援

- ◆就労に対して困難を抱えている方に対し、一般就労に向けた基礎能力を養いながら、就労に向けた支援や就労機会の提供を実施します。
- ◆ハローワーク、就職相談窓口などの就労に関する支援や窓口についてホームページ等で啓発・周知を図ります。

### ◆「生きることの促進要因の支援」における基準

評価基準
公民館等における交流の場・学びの場の提供
子育て支援センターでの教室数
「ふれあい・いきいきサロン」開催箇所数

### 3 自殺対策を支える人材育成の強化

悩み、困っている方に気づき、適切な対応ができるようゲートキーパー養成研修を行います。また、自殺対策に関わる支援者側の質の向上、メンタルヘルスケアに努めます。

#### (1) ゲートキーパーの養成

- ◆ゲートキーパー養成講座を民生委員・児童委員向けに開催するとともに、研修機会の拡大、内容の充実を図ります。

#### (2) 職員の資質向上

- ◆保健師等が自殺対策に関する研修会等に参加するなど、職員全体に正しい知識が深まるように、各種研修機会を活用し、職員の資質向上を図ります。
- ◆教員の資質や力量を向上させるため、県が実施する「人権教育担当者等研修」に参加します。

- ◆「自殺対策を支える人材育成の強化」における基準

評価基準
ゲートキーパーの養成者数
自殺対策に関する職員研修



**自殺を考えている人は  
悩みを抱え込みながらも  
サインを発している**

死にたいと考えている人も、  
心の中では「生きたい」  
という気持ちとの間で  
激しく揺れ動いています。

## 4 子ども・若者への自殺対策

全体の死亡率は低下しているにも関わらず、若年層の自殺死亡率は高い状況にあります。児童・生徒に対して困難にあったときの対応や幼児期からの自己肯定感を育むための教育等の支援を行うとともに、若者の居場所づくりや保護者への子育て支援に取り組みます。

### (1) 児童・生徒への対応

- ◆各学校において、自身がいじめ被害に遭っているか、周囲でいじめが起きているかについてのアンケートを実施します。
- ◆「いじめ不登校対策委員会」を各学校に設置し、アンケート等を基に協議・研究を行います。
- ◆児童・生徒及び保護者に対して、定期的なアンケートを行い、いじめや学業不振、家庭環境等に課題が発生していないかについてアセスメントを行います。
- ◆各中学校にスクールカウンセラーを配置し、児童・生徒の心理相談を行います。
- ◆定期的なアンケートのほか、不登校児童・生徒など課題を持つ児童・生徒に対して、管理職・教諭・養護教諭・スクールカウンセラーによる校内会議を定期的に行い、状況の把握と確認をします。
- ◆児童・生徒が発達段階に応じ、自他の生命の尊さについて考えることができる教育の継続と推進を図ります。
- ◆町内小学校において、命の大切さを育むため、「人権の花運動」を推進します。
- ◆授業において、様々な困難やストレスへの対処方法（SOSの出し方等）について学習する機会を設けるとともに、児童・生徒を対象に情報モラル教育を推進します。また、特色ある学校づくり推進事業において、各学校での人権講演会等の機会に命に関する講演を年1回程度実施します。
- ◆SOSの出し方に関する教育、こころの健康の保持に係る教育及びその一環としてヘルスサポーターによる本の読み聞かせを推進します。
- ◆児童・生徒が担任や養護教諭と気軽に相談できる体制を構築します。また、連続で欠席した児童・生徒については、家庭訪問による状況確認等を行い、適切に対応します。
- ◆QU（楽しい学校生活を送るためのアンケート）アンケートにより、児童・生徒の心理面や学級集団の状態を客観的に把握し、いじめや不登校等の問題行動の予防と対策を推進します。
- ◆生き物の飼育を通じて、生命の大切さや仲間と協力する機会を設け、命の大切さを学ぶ学習を推進します。
- ◆生徒指導部会や生活指導部会において、児童・生徒の情報を交換・共有し、児童・生徒のこころの状態の把握に努めます。また、始業式の登校状況を把握し、異変等の早期発見に努めます。
- ◆県教育センター学びの丘において、児童・生徒や保護者を対象に、教育相談、心理発達支援活動を行います。また、相談員による巡回活動を実施します。

## (2) 虐待の防止

- ◆虐待の深刻化を防ぐため、早期発見・早期通報の意識を高めるための講演会を開催します。
- ◆虐待防止や通報・相談先について、ホームページや広報誌等に啓発・周知します。

### ◆「子ども・若者への自殺対策」における基準

評価基準
各学校にいじめ・不登校対策委員会設置
スクールカウンセラーの配置
SOSの出し方等について学習する機会の増加
虐待防止について、ホームページや広報等での啓発・周知の増加



## 自殺は追い込まれた末の死

多くの自殺は、さまざまな悩みにより  
心理的に「追い込まれた末の死」  
ということができます。



## 5 自殺対策におけるネットワークの強化

自殺の多くは、様々な生活上の要因が複雑に絡み合って心理的に追い込まれた結果といわれています。自殺の要因となり得る分野の関係機関とのネットワークを強化していけるよう、行政、関係機関、学校、企業、住民等が自殺対策を共有化し、相互に協働していきます。

### (1) 関係機関の連携

- ◆関係機関（学校、スクールカウンセラー、児童相談所、人権擁護委員会、警察、こども未来課、教育委員会）が連携し、いじめの防止・早期発見・対策について協議します。
- ◆うつ病の早期発見・早期対応のため、民生委員をはじめ、関係団体との連携を強化し、研修等の機会をもつなど、ネットワークづくりに努めます。
- ◆いじめ・不登校児童・生徒の対応方法や指導について、情報交換、関係機関との連携を図ります。

### (2) 人材のネットワーク形成

- ◆町における相談窓口を設置し、住民が利用しやすい環境を整備します。また、相談があった際に迅速に対応できるよう精神保健に関わる人材とのネットワークを強化します。

- ◆「自殺対策におけるネットワークの強化」における基準

評価基準
関係機関の連携による会議の開催
うつ病のネットワーク会議の開催

# 第6章 計画推進のために

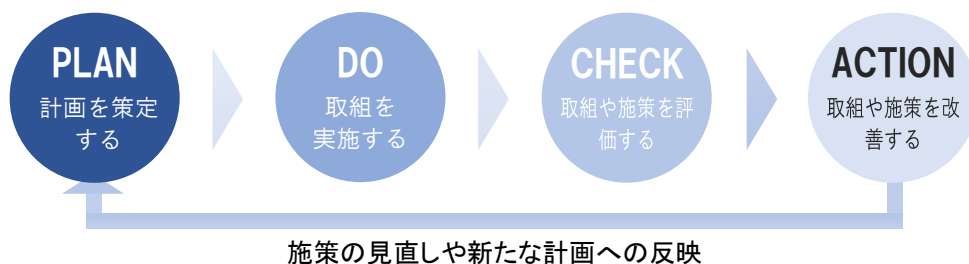
## 1 計画の点検・評価

計画を推進していくために、本計画の施策について、実施状況の点検や評価を行い、必要な場合は、取組内容の見直しを行っていきます。

また、本計画は各関係機関の連携が必要なことから、行政はその総合的な把握に努めるとともに、庁内各担当課は各施策の進捗状況を把握し、庁内関係部署と連携を図りながら、施策を推進します。

さらに、本計画の実施状況に係る情報を広く住民に周知していくため、町広報誌やホームページ等、様々な媒体を活用してきめ細かな情報提供に努めます。

### ▼PDCAサイクルのイメージ



# 資料編



# 1 串本町地域福祉計画策定委員会設置要綱

## 串本町地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定する地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため、串本町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 計画の作成に必要な事項
- (2) 前号に掲げるもののほか町長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者、障害関係者、被保険者代表者、費用負担者等からなる12人以内の委員をもって構成し、町長が委嘱する。

2 委員の任期は、計画の策定完了をもって終了する。ただし、委員が委嘱されたときの要件を欠くに至ったときは、その委員は退任するものとし、補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。

3 会長は、委員会を代表し、会務を総括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

## 2 串本町地域福祉計画策定委員名簿

○串本町地域福祉計画策定委員 名簿

(順不同)

	区 分	氏 名	所 属 等
1	会 長	結 城 力	串本町議会文教厚生常任委員会 委員長
2	副会長	山 崎 巖	串本町民生委員児童委員協議会 会長
3	委 員	鎌田 俊彦	串本地区医師会 代表
4	委 員	阪 本 繁	くしもと町立病院 院長
5	委 員	大川 英穂	串本町社会福祉協議会 事務局長
6	委 員	谷口 秀行	串本町民生委員児童委員協議会 副会長
7	委 員	中 野 實	串本町身体障害者連盟 会長
8	委 員	地主 春美	串本町障害児（者）父母の会 会長
9	委 員	田中 康慧	串本町老人クラブ連合会 会長
10	委 員	磯 美穂	串本町婦人団体連絡協議会 会長
11	委 員	清野 武志	串本町副町長

〔事務局〕 福祉課

# **串本町地域福祉計画 串本町自殺対策計画**

発行年月：平成 31 年 3 月

発行・編集：串本町福祉課

〒649-3592

和歌山県東牟婁郡串本町串本 1800

T e l : 0735-62-0562

F a x : 0735-62-4977